

平生町告示第35号

平成30年第3回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年8月28日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成30年9月12日

2 場 所 平生町議会議事堂

○開会日に応招した議員

中本 敦子さん

松本 武士君

村中 仁司君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

○応招しなかった議員

平成30年 第3回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成30年9月12日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成30年9月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第33号 平成30年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第34号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第35号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第36号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第37号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第38号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第39号 ハートランドひらお運動広場の設置及び管理条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第40号 平生町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 認定第1号 平成29年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 平成29年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第20 報告第2号 平成29年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第3号 平成29年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第4号 平成29年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第5号 平成29年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第6号 平成29年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第7号 平成29年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第8号 平成29年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第9号 平成29年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第10号 平成29年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第11号 平成29年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第12号 平成29年度ポートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第13号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第32 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第33 決算特別委員会の設置
- 日程第34 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第33号 平成30年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第34号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第35号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第36号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第37号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第38号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第39号 ハートランドひらお運動広場の設置及び管理条例等の一部を改正する条例

- 日程第12 議案第40号 平生町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 認定第1号 平成29年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 平成29年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 報告第2号 平成29年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第3号 平成29年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第4号 平成29年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第5号 平成29年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第6号 平成29年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第7号 平成29年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第8号 平成29年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第9号 平成29年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第10号 平成29年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第11号 平成29年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第12号 平成29年度ポートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第13号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第32 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第33 決算特別委員会の設置
- 日程第34 委員会付託

出席議員（11名）

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 渕上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 天艸裕太郎君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山田 健一君	副町長 ……………	吉賀 康宏君
教育長 ……………	新田 保弘君	会計管理者 ……………	中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			羽山 敦紀君
地域振興課長 ……………	藤田 衛君	町民福祉課長 ……………	石杉 功作君
税務課長 ……………	岡村 茂樹君	健康保険課長 ……………	田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長 ……………			田坂 孝友君
建設課長 ……………			高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長 ……………			角田 光弘君
社会教育課長 ……………			兼末 仁君
財務班長 ……………			久保 秀幸君

午前9時00分開会・開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第3回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、中本敦子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月26日までの15日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌、例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の写しをもって諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告に入ります。

町長に行政報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆様おはようございます。

朝夕は、秋の気配を感じる季節となりましたが、今年の夏は、平年より早めの梅雨入りと梅雨明けとなりました。その後は、連日のように猛暑日が続き、山口県内は各地で最高気温が観測史上最高を更新するなど、記録的猛暑となりました。

その一方では、甚大な被害をもたらせた西日本豪雨や逆走台風など台風も多発し、異常気象の連鎖となりました。

気象庁におきましても、命に関わる危険な暑さ、数十年に一度の豪雨、今までの経験が通用しない台風などの表現によりまして、気象状況がこれまでとは別次元の危険領域に入っていることに警鐘を鳴らしています。

こうした中、9月に入っても、最強クラスと言われた台風21号が襲来、四国から近畿を中心

に猛威をふるったかと思えば、今度は北海道胆振地方で震度7の激震と、西日本豪雨からまだ2ヶ月、その傷跡も癒えない内に、次から次に甚大な被害が発生しています。日本列島、まさに満身創痍と言えそうではありますが、犠牲になられた方々のご冥福を心からお祈りを申しあげ、また、被災された各地の皆さんに心からお見舞いを申しあげたいと思います。また、復旧復興に立ち向かっておられる方に激励を申しあげたいと思っております。

こうした自然の猛威に対し、いかに人間は無力か思い知らされる昨今ではありますが、こうした被害を最小限に抑えるためにも、町としても、最悪の事態を想定しながら、常に危機管理意識と緊張感を持って、災害に備えてまいりたいと考えております。

秋は、実りの秋、文化・芸術の秋、読書の秋、スポーツの秋、行楽の秋、そして食欲の秋と枕詞の多い季節でもあります。町内の田んぼでは、これから本格的に黄金色に実った稲の刈り取りを迎えます。実り豊かな秋を実感したいものであります。

そのさなか、定められました平成30年第3回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

行政報告に入ります前に少し、国の来年度の概算要求について触れてみたいと思います。

国の各省庁の2019年度の概算要求が先月31日に締め切られましたが、一般会計の要求総額は、100兆円を超え、要求額としては、5年連続して100兆円を超えるものとなっております。

政府は、6月に決定した経済財政運営の基本方針、骨太の方針で、政策的経費を借金に頼らず税収などで賄えるかを示す基礎的財政収支、プライマリーバランスの黒字化達成の目標年度を従来の20年度から25年度に先送りをいたしました。

社会保障費の伸びを抑える目安の数値設定も見送っております。こうした判断も、財政規律の緩みを一層助長する危険をはらんでいると言えます。

一方で、地方財政に関しては、地方が自由に使える一般財源の総額を19年度から21年度までの3年間は18年度の水準を実質的に確保する方針が明記されておりまして、このルールを踏まえながら、財務省と総務省の折衝が続いてまいります。

また、地方交付税の概算要求額は、15兆9,350億円の0.5パーセント減となり、景気回復に伴う地方税収の伸びなどによるものとされています。

いずれにいたしましても、国の借金が1,000兆円を超えている中、今後、財政再建と経済成長の課題にどう対処していくのか、地方自治体としても、引き続き、しっかりと注視をしていきたいと考えております。

これから本格的な各省庁の予算折衝が行われますが、これまでも全国町村会や地方6団体で来年度予算要求や要望をしてきたところでもあります。

特に地方交付税は、地方自治体にとって固有の確保されるべき財源であります。

私といたしましても、今後もいろいろな機会をとらえて、12月の任期まで、議会の皆様と一緒にあって、精一杯、町の声や地方の声を国や県に上げていきたいと考えておりますので、引き続き、ご指導とご協力のほど、よろしくお願い申しあげるのであります。

なお、来る11月18日に予定されております平生町長選挙につきましては、私は去る6月定例議会において、5期20年という任期をひとつの節目として、退任する意向を表明させていただきました。

本来でございましたら、最終の定例会となるこの場でお礼のごあいさつを申しあげべきではございましょうが、議会の冒頭でもありますので、この定例会の最終日に、議長さんのお許しをいただきまして、改めて皆様方にごあいさつを申しあげたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これからは、6月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、行政報告として申しあげます。

まず、平生町やまぐちボランティア・チャレンジについてであります。

山口県では、山口ゆめ花博につながり、拡大する県民活動を目指して、全市町をあげて様々なボランティア活動に取り組むボランティア・チャレンジを4月から8月にかけてボランティア推進期間として実施してきました。

本町では7月21日、各コミュニティ協議会と共催をして、町内一斉清掃に取り組みました。

早朝から多くの人々の参加があり、日ごろは気づきにくい道路沿線や水路に落ちているごみが収集できたところでございます。

このボランティア・チャレンジを契機として、町民活動やボランティア活動へ参加する機運が醸成されていくことを期待したいと思います。

次に、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会についてであります。

終戦の日の8月15日に、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会を開催しました。

当日は、台風15号の接近により、雨天会場の体育館・武道館での開催となりましたが、早朝から約900名の皆さんにご参加いただきました。

体操指導者の方からは、イルカの仲間スナメリの生息する瀬戸内海と貴重な古墳や神社仏閣が残る山々に囲まれた健康長寿のまちとして、全国に平生町の紹介がされたところであります。

ラジオ体操では、効果をたかめるために一つひとつの動きに説明があり、健康維持増進のため楽しく気軽にできる運動であることをあらためて参加者の方に感じていただけたのではないかと思っております。

これを契機としてより一層健康長寿のまちづくりを進めていければと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、教育行政に関する報告を教育長に求めます。新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） それでは、6月定例会以降の教育行政についての進捗状況や経過について御報告申しあげます。

まず、教科書採択についてであります。

公立学校で使用される教科書につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、学校を設置する市町村の教育委員会に採択の権限があるとされております。

今年度は、平成31年度から使用する小学校の特別の教科、道徳を除く教科用図書及び中学校の教科用図書のうち特別の教科、道徳の採択の年であります。5月下旬に、同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域として、県教育委員会が諸条件を考慮して決定することとなっている採択地区である熊毛郡において、採択に当たっての研究調査の第1回目の協議会を開催いたしました。

その後、柳井市、大島郡、熊毛郡が共同で教科用図書の研究調査を行い、7月中旬の3回目の会議において、その研究調査の結果報告を受け、引き続き2回目の採択地区であります熊毛郡の協議会において郡として選定いたしました。

それを受けまして、7月下旬に本町教育委員会会議において採択を行ったところであります。

次に、全国学力学習状況調査についてであります。

本調査は全国規模で小学校6年生と中学校3年生を対象とし、国語、算数・数学、理科3教科の学力の状況や児童・生徒の生活習慣、学習環境等の状況を調査するもので、全国一斉に本年4月17日に行われたものであります。

先月31日、文部科学省からその結果の公表が行われました。

山口県及び本町においては、これまで同様、市町別・学校別の結果公表を行わないということにしております。結果につきましては、県においては、小学校ではすべてで全国平均を上回っており、中学校ではおおむね全国平均と同程度となっております。一定の成果が出ているところでございます。

本町においても、各学校における平素からの学力向上に向けた取り組みの成果が見られるところであります。今後とも学校と家庭の信頼関係を構築し、地域とも連携・協働し、一体となった学力向上の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第 6. 議案第 3 4 号

日程第 7. 議案第 3 5 号

日程第 8. 議案第 3 6 号

日程第 9. 議案第 3 7 号

日程第 1 0. 議案第 3 8 号

日程第 1 1. 議案第 3 9 号

日程第 1 2. 議案第 4 0 号

日程第 1 3. 認定第 1 号

日程第 1 4. 認定第 2 号

日程第 1 5. 認定第 3 号

日程第 1 6. 認定第 4 号

日程第 1 7. 認定第 5 号

日程第 1 8. 認定第 6 号

日程第 1 9. 認定第 7 号

○議長（福田 洋明君） 日程第 5、議案第 3 3 号平成 3 0 年度平生町一般会計補正予算から日程第 1 2、議案第 4 0 号平生町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例及び日程第 1 3、認定第 1 号平成 2 9 年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 1 9、認定第 7 号平成 2 9 年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

それでは、町長から提案理由の説明並びに日程第 2 0、報告第 2 号平成 2 9 年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から日程第 3 1、報告第 1 3 号地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告までの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、ご提案をいたします、予算 5 件、条例 3 件、認定 7 件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第 3 3 号平成 3 0 年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額は 2 億 7, 3 6 2 万 9, 0 0 0 円を追加いたしまして、予算総額は 5 0 億 7, 0 4 7 万 9, 0 0 0 円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出につきましては 1 1 ページからであります。

財産管理費では、第 3 庁舎の空調整備に要する経費を計上いたしております。また、堀の安全対策として、役場敷地内や町有地の危険なブロック堀の撤去、フェンスの設置に要する経費を計

上いたしております。

さらに、平成29年度決算に伴い繰越金を計上いたしますことから、今後の財政需要にも対応するため、財政基金への積立金を計上いたしております。災害復旧費への一般財源分として充当する額を差し引いた額を計上いたしております。

地域振興費では、ふるさと納税額が大幅に伸びており、寄附者情報の管理や返礼品の発送業務などが増えていることから、事務作業の効率化を図るため、システム導入に要する経費を計上いたしております。

12ページの税務総務費では、町税還付金につきまして、今後の町税還付金必要額を見込み、追加計上するものであります。

13ページの社会福祉総務費の繰出金では、普通交付税の確定によりまして、国民健康保険事業における財政安定化支援事業に係る措置額を追加計上いたすものであります。

国民年金総務費では、年金生活者支援給付金事務にかかるシステム改修費を計上いたしております。

障害者福祉費では、平成29年度の障害者自立支援事業をはじめとする事業費の精算に伴う国・県への返還金を計上いたしております。

14ページの児童環境づくり推進事業費では、児童クラブの利用者の増加等をふまえ、支援員の増員に要する経費を計上いたしております。

保育所運営費では、里帰り出産により佐賀保育園の一時的入園をされる上で、保育士の適正な配置に要する経費を計上いたしております。

また、旧平生保育園の児童発達支援センターゆうにおきまして、地盤沈下により下水道管の勾配が不良となっております。町所有の建築物でありますので、排水の改善に要する経費を計上いたしております。

15ページの土地改良事業費では、水路の改良に要する経費を計上いたしております。

漁港建設事業費では、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

16ページの道路橋梁維持費では、秋森道路公園内にあります公衆用トイレの廃止に伴い、浄化槽維持管理に要する経費を増額あるいは減額補正をいたすものであります。

また、橋梁点検業務に要する経費を入札による減額補正をいたすとともに、社会資本整備総合交付金を活用して橋梁長寿命化計画の策定に要する経費を新たに計上いたしております。

道路橋梁新設改良費では、横断溝の整備に要する経費を計上いたしております。

河川維持改良費では、河川に土砂が堆積しておりますので、浚渫に要する経費を計上いたしております。

17ページの港湾建設費では、県の事業であります。水場ボートパークの浚渫に要する負担金を計上いたしております。

住宅管理費では、塀の安全対策として中村団地のブロック塀の撤去及び補修に要する経費のほか、ホームタウン平生の施設維持に要する経費を計上いたしております。

教育総務費事務局費では、非常時の備えとして小中学校に備蓄食品を提供する経費を計上いたしております。

18ページの小学校費学校管理費では、学校施設・設備の老朽化に伴う修繕料を計上するほか、安全対策としてプロパン庫の補修などに要する経費を計上いたしております。

また、新たに空調を設置して児童の健康管理対策に取り組むこととしております。

小学校費教育振興費では、当初見込んでおりました特別支援等補助教員2名の内1名が県の配置となり減額補正するものであります。

中学校費学校管理費では、学校施設・設備の老朽化に伴う修繕料を計上するほか、安全対策としてプロパン庫の補修などに要する経費を計上いたしております。

また、新たに空調を設置して生徒の健康管理対策に取り組むこととしております。

さらに、経年劣化により修繕が不能となっております、プールのろ過機を更新する経費を計上いたしております。

19ページの幼稚園費では、新たに空調を設置して園児の健康管理対策に取り組むこととしております。

保健体育施設費では、施設の老朽化に伴う修繕料を計上しており、利用者の安全確保に取り組んでいくこととしております。

20ページの災害復旧費では、7月の梅雨前線豪雨により被災した農業用施設45件、土木施設37件の計82件におきまして単独災害復旧費として、それぞれ復旧に要する経費を計上しております。

復旧工事着手前に必要となる詳細な設計委託業務費につきましては、安全確保のため緊急を要することから、予備費を充用して対応したいと考えております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8ページからであります。

地方特例交付金につきましては、交付金額の確定に伴いまして増額補正をいたすものであります。

地方交付税につきましては、普通交付税額の確定に伴いまして減額補正をいたすものであります。減額の要因といたしましては、固定資産税や地方消費税交付金の増収が見込まれるとの算定に基づき、基準財政収入額が増額となり、交付税額が減額になったことが主な要因であります。

国庫支出金におきましては、社会保障・税番号制度システム整備費における国庫補助金が見込まれることから、所要経費の財源といたすものであります。

また、後期高齢者医療システム改修事業費におきましても国庫補助金が見込まれることから、所要経費の財源といたすものであります。

9ページの県支出金につきましては、主に歳出においてご説明いたしました事業に伴います特定財源を増額補正いたすものでありますが、水道事業高料金対策事業費では、水道料金高騰の抑制を図るため、県から配分を受けたものであります。

繰越金につきましては、1億7,729万2,000円を追加いたしまして、総額が2億729万2,000円になるものであります。

10ページの雑入につきましては、主に後期高齢者医療広域連合市町療養給付費負担金における過年度分返還金の計上のほか、山口県市町村振興協会から地域づくりの推進事業に対して交付される地域づくり推進事業助成金を計上し、交通安全対策事業に財源充当することといたしております。

町債の臨時財政対策債につきましては、発行額の確定によりまして、減額補正をいたすものであります。

臨時財政対策債は、基準財政需要額と基準財政収入額との差額であります、財源不足額に対して算定されます。収入額におきましては、固定資産税や地方消費税交付金が増収見込みであります。一方の需要額では、国勢調査人口の減少に伴う影響や地方債の償還が完了していくなど減額となっており、財源不足額が縮小されております。当初予算額では、地方財政計画や前年度数値を踏まえて計上してはいましたが、収入額の増額により財源不足額が縮小され、当初の見込み額を下回る状況となったことが減額補正の主な要因であります。

前に戻りまして、5ページの第2表地方債補正につきましては、歳入でご説明いたしました町債の計上によりまして起債額を変更するものであります。

なお、22ページに給与費明細書を、25ページに地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第33号平成30年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第34号平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

今回の補正額は、1億1,921万4,000円を追加いたしまして、予算総額は18億4,209万1,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページからでございます。

一般管理費では法改正に伴うシステム改修費を計上しております。

諸支出金では、29年度決算に伴う、主に療養給付費負担金の返還金を計上いたしております。

8ページの基金積立金につきましては、平成29年度の繰越金を国民健康保険事業基金へ積み立てるものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。

繰入金につきましては、普通交付税の確定に伴います財政安定化支援事業費の増額補正をいた

すものであります。

繰越金につきましては、平成29年度決算に伴います繰越金でございます。

続きまして、議案第35号平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は1,440万3,000円を追加いたしまして、予算総額1億785万8,000円となるものでございます。

歳出につきましては、7ページでございます。

処理場の機械設備と電気設備の改修に要する経費を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページでございます。

一般会計からの繰入金を計上いたしております。

続きまして、議案第36号平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は5,521万1,000円を追加いたしまして、予算総額14億8,800万6,000円となるものでございます。

歳出につきましては、7ページからでございます。

いきいき百歳体操事業にかかる経費のほか、精算による余剰金の介護給付費準備基金への積立金と、過年度分の保険料還付金、国庫支出金等の返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページでございます。

主に29年度繰越金を計上いたしております。

続きまして、議案第37号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてであります。

今回の補正額は8万8,000円を追加いたしまして、予算総額2億4,585万6,000円となるものでございます。

歳出につきましては、7ページでございます。

徴収に要する印刷製本費を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページでございます。

事務費に要する一般会計繰入金を計上いたしております。

続きまして、議案第38号地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

本条例につきましては、地域再生法の一部改正に伴い、山口県において6月21日に策定された地域再生計画に本町も参画し、本町の区域についても同計画内に盛り込まれていることから、対象事業者に対する固定資産税の不均一課税の適用について、従前の適用期限を延長するものであります。

施行日につきましては、公布の日といたします。

続きまして、議案第39号ハートランドひらお運動広場の設置及び管理条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、山口法務局による山耕地番重複の解消作業に伴い、本町の施設の所在地の地番を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、本町で耕地と山地に同一の地番が存在していたことから、山地番であった地番に新たに1万番をつけることにより、この状況が山口法務局において7月17日に解消されたことに伴い、山地番を所在地として条例にて規定しておりました、ハートランドひらお運動広場、平生町老人福祉センター、平生町在宅介護支援センター、ひらおハートピアセンターの各施設の所在地の地番を、本条例において改めるものであります。

施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第40号平生町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、土地改良法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正するものであります。

改正の内容といたしましては、土地改良法において、同法の条項削除による条項ずれが生じたことに伴い、本条例において、第8条にて準用する同法の条項を改めるものであります。

施行日につきましては、平成30年10月1日といたします。

以上をもちまして予算5件、条例3件の提案理由の説明を終わらせていただきますが、次の平成29年度一般会計ほか6つの特別会計の歳入歳出決算の内容につきましては、吉賀副町長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

終わりに報告12件でございますが、まず、基金に関する報告が11件でございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金のほか10基金の平成29年度の運営状況、これに伴います収支の状況を、地方自治法の規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいております。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいた健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率の報告が1件ございます。同法律に基づき、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりました後、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えさせていただきますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決、あるいはご認定を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 吉賀副町長。

○副町長（吉賀康宏君） それでは、平成29年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、平成30年5月31日に出納閉鎖を終えて調製の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。監査委員さんにおかれましては、7月23日から8月10日にかけて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理などについて、直接担当課に説明を求め、日時をかけての審査をされました。

その後、8月29日に監査の講評を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるにあたり、その概要を主に決算の附属資料を基に一般会計から順を追ってご説明申しあげます。

なお、財産に関する調書は、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づき作成しておりますが、別冊としておりますので、申し添えます。

それでは最初に、認定第1号平成29年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申しあげます。

歳入総額は51億9,553万9,950円、歳出総額は49億7,744万9,869円でありまして、歳入歳出差引額が2億1,809万81円となっております。

平成30年度へ繰越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越額が1,079万7,547円でありますので、実質収支額につきましては2億729万2,534円となるものでございます。

単年度収支につきましては、6,967万555円の黒字となっております。

実質単年度収支につきましては、財政基金の積立額が取崩額を2,596万674円上回ったことなどから黒字となっております。

歳入歳出の前年度対比につきましては、歳入が1.6%の増、歳出が0.5%の増となっております。主な歳入歳出の増額要因といたしまして、歳入におきましてはため池緊急防災体制整備促進事業費の特定財源である県支出金の増額やふるさと納税の増額によるものでございます。歳出につきましては、ため池緊急防災体制整備促進事業費や財政基金への積立金が増額となったことによるものでございます。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心にご説明を申しあげます。

歳入からであります。決算書の9ページをご覧くださいと思います。

町税につきましては、平成28年度決算額と比較して、町民税、固定資産税は総額として横ばい状態となっております。たばこ税は健康志向の高まりもあり2.4%の減少となりましたが、軽自動車税が新税率の適用を受ける新規登録車数の増加により、2.5%の増加となっており、町税全体では前年度と同程度の額となっております。

10ページの地方消費税交付金につきましては、交付金額が増額となっております。

11ページの地方交付税の普通交付税は、国勢調査人口の減少分が反映されておりますが、ニッポン一億総活躍プランに基づく保育士の処遇改善などに対応した算定がなされ、前年度と比較

して微増となっております。特別交付税は220万5,000円、1.4%減少しております。

14ページからの国庫支出金の国庫負担金につきましては、主に公共土木施設災害復旧費や障害福祉サービス費、法人保育園保育委託業務費の増額により、前年度との比較では、3,539万3,407円、10.4%の増加となっております。

15ページから16ページにかけての国庫補助金につきましては、主に年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費の減額により、前年度との比較では、2,713万8,780円、19.7%の減少となっております。

16ページから17ページにかけての県支出金の県負担金につきましては、主に障害福祉サービス費や法人保育園保育委託業務費の増額により、1,593万3,004円、7.3%の増加となっております。

次の県補助金につきましては、主にため池緊急防災体制整備促進事業費の増額により、1,686万947円、18.2%の増加となっております。

19ページの県委託金につきましては、主に衆議院議員選挙費、山口県知事選挙費などの選挙費や都市計画基礎調査費の増額により、1,054万4,652円、30.2%の増加となっております。

20ページの寄附金につきましては、お礼の品の拡充とポータルサイトの充実により、ふるさと納税額が4,438万1,000円となり、前年度から2,737万5,000円の増額となっております。今後におきましても地域振興の観点からも更なる充実を図り、財源確保の一助となればと考えております。

次の繰入金につきましては、財政基金からの繰入額が271万円7,000円、2.1%減少しております。歳入では主に地方消費税交付金、普通交付税等が増額となっておりますが、歳出では主に社会保障関係経費の増加、老朽化した公共施設の維持補修など多種多様な財政需要に対応する一般財源の確保のため、やむを得ず財政基金からの繰入を行ったものであります。基金残高を確保するため、今後においても引き続き基金依存体質からの脱却を目指していきたいと考えております。

23ページから24ページにかけての町債につきましては、道路用地購入費の減額が主な要因で借入額は減少しており、町債全体では、2,178万円、6.9%の減少となっております。今後におきましても後年度の負担軽減のため、新規借入抑制に努めてまいります。

続きまして、歳出であります。

25ページの議会費は総額5,971万1,095円となっております。前年度と比較して855万6,789円、12.5%の減少となっております。

次の総務費は、総額で9億8,909万4,113円となっております。前年度と比較して1億4,797万7,833円、17.6%の増加となっております。これは、これまでの公民館費を

地域交流センター運営費として総務費へ計上替したことが主な要因でございます。

27ページにかけての一般管理費では、参加と協働のまちづくり関連経費を地域振興費に計上したことにより、減少しております。

27ページからの情報通信費では、社会保障・税番号制度におけるセキュリティ強化の取組みや避難所の公衆無線LAN整備に取り組んでまいりました。

28ページからの財産管理費は、これまでの庁舎管理費と財務財産管理費を集約したものであります。老朽化した町有住宅の解体や新地方公会計に対応する財務書類の作成に取り組んでまいりました。

また、新庁舎建設関連業務として、基本構想・基本計画策定業務を実施し、取組みを進めてまいりました。財源確保の観点から、公共施設建設基金への積立も行ったところでございます。

30ページからの地域振興費は、新設であります。協働推進プランに基づき、コミュニティ協議会の活動支援に取り組んでまいりました。新たに集落支援員を配置し、地域の実情や課題の把握に努めてまいりました。また、地域おこし協力隊員を増員して、特産品の開発に向けた取組みを進めてまいりました。さらに、東京においてひらおファンクラブ懇親会とふるさと納税の感謝フェアを開催し、都市圏における会員の拡大と町との絆づくりに取り組んでまいりました。

31ページの交通安全対策費では、地域の安全・安心対策としてカーブミラーやガードパイプの整備、街路灯の設置補助事業に取り組んでまいりました。

33ページにかけての地域交流センター運営費では、これまでの公民館が地域交流センターに生まれ変わり、生涯学習の場だけではなく、地域づくりや地域福祉等の活動拠点となることから、機能の整備に努めてまいりました。

施設整備におきましては、佐賀地域交流センターの耐震補強工事に取り組んだほか、防水工事や床の改修を行い、地域づくり等の拠点として、利便性の向上に努めてまいりました。

33ページからの賦課徴収費では、機構改革に伴い徴収対策費を集約したことにより増額となっております。滞納管理システムを導入して、滞納者の情報を一元管理し、徴収事務の効率化に努めてまいりました。

35ページからの選挙費では、衆議院議員選挙と山口県知事選挙を実施しております。

37ページからの民生費では、総額で15億6,414万7,878円となり、前年度対比では4,818万1,212円、3.0%の減少となっております。年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費の減額が主な要因であります。

38ページにかけての社会福祉総務費では、誰もが健康で生き生きと暮らせる協働のまちづくりの実現に向け、災害時に避難行動の支援を要する人の詳細な情報の申請や登録を行いました。情報を地域の団体と共有して地域で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりました。

39ページからの福祉医療対策費では、福祉医療の支給に要する経費として、経済的負担の緩

和を図り、安心して医療を受けられる取組みを進めてまいりました。29年度におきましては、小学校1年生から3年生までの児童を対象に、こども福祉医療制度を創設して、医療費の支援を始めました。また、後期高齢者医療制度の被保険者を対象として、人間ドックの費用助成を進めてまいりました。

40ページからの障害者福祉費では、障害福祉サービス費、障害児給付費において給付費が大きく伸びております。相談支援により、サービス利用者への制度普及が図られたことや、地域で暮らす障がい者等を支援するための社会資源が増加したことによるものです。また、障害者福祉基本計画の策定に取り組んでまいりました。

41ページの臨時福祉給付金事業費では、国の経済対策分として、対象者一人につき15,000円を28年度から29年度にかけて給付してまいりました。

42ページからの保育所運営費では、保護者の保育ニーズに沿った対応に取り組んでまいりました。ニッポン一億総活躍プランに基づく保育士の処遇改善に伴い、法人保育園保育委託業務費が増額となっております。

また、旧平生保育園の児童発達支援センターに病後児保育室のびのびが開設2年目を迎え、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため病児・病後児保育事業を隣接する市町と共同で取り組んでまいりました。

44ページからの衛生費では、総額で3億630万5,301円で、前年度対比では86万9,094円、0.3%の増となっております。

45ページにかけての保健衛生総務費では、周産期医療支援事業として、産科医療体制の人的支援を関係する柳井医療圏1市4町で取り組んでまいりました。

45ページからの母子衛生費では、ことばの遅れをもつ乳幼児を対象に言語指導教室を開催しており、幼児の言語発達に不安を抱える保護者の皆さんを支援してまいりました。現在、平生小学校で開催しており、幼児教育の環境整備を進めてまいりました。

46ページからの健康づくり推進事業費では、健康づくり計画の策定に取り組んでまいりました。

47ページからの環境衛生費では、浄化槽設置整備事業の補助を行ってまいりました。

48ページの環境保全費では、深刻化している空家等への対策として空家等対策協議会を中心として空家等対策計画の策定に取り組んでまいりました。

48ページからの労働費では総額892万8,103円でありまして、前年度対比113万5,278円、14.6%の増となっております。

増加の主な要因といたしまして、勤労青少年ホームに管理人を配置したことによるものでございます。

49ページからの農林水産業費では、総額2億1,620万4,810円でありまして、前年

度対比1,192万7,168円、5.8%の増となっております。ため池緊急防災体制整備促進事業費の増加が主な要因でございます。

50ページの農業振興費は、柑橘園地緊急有害獣防除柵設置事業に取り組んでまいりました。

51ページの土地改良事業費では、地域防災上のリスク除去のため、ため池緊急防災体制整備促進事業に取り組んだほか、単独土地改良事業8件に取り組んでまいりました。

52ページの林業総務費では、有害鳥獣の緊急対応、捕獲作業時の安全・技術指導を担う鳥獣被害対策実施隊を新たに設置いたしました。有害獣防除柵等設置事業による有害獣の防護対策は、補助対象を家庭菜園等にも拡大し、捕獲対策支援に取り組んでまいりました。

53ページの水産業振興費では、山口県漁協平生町支店が実施したアサリ母貝団地保全及び新規漁業就業者確保の支援に努めてまいりました。

54ページにかけるの漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設長寿命化計画の策定に伴う点検業務に取り組んでまいりました。

54ページからの商工費では、総額2,232万154円となり、前年度対比361万1,958円、19.3%の増となっております。

54ページの商工振興費では、町内の産業間の連携と活性化を目的として支援を行っております「ひらお産業まつり」については、新たな試みとして開催場所を1カ所にされたことで、ゆっくりと楽しめるイベントになったのではないかと考えております。

また、専門相談員を配置した消費者相談窓口として設置されている、柳井地域広域消費生活センター業務の利用促進に管内1市4町共同で取り組んでまいりました。

55ページにかけるの観光費では、丸山海浜パークの用地の一部を取得いたしました。また、広島広域都市圏の観光素材を活用した各種プロモーションなどを一体的に推進する事業に取り組んでまいりました。

55ページからの土木費は、総額5億141万8,880円となり、前年度対比4,969万687円、11.0%の増加となっております。

増加の主な要因といたしましては、道路橋梁補修事業費、橋梁点検業務費、都市計画基礎調査費の増加などによるものでございます。

56ページにかけるの土木総務費では、土砂災害のおそれのある区域等の指定を土砂災害特別警戒区域として、住民に周知する土砂災害ハザードマップを作成したほか、道路台帳の修正業務に取り組んでまいりました。

56ページの道路橋梁維持費では、舗装補修等5件、橋梁補修1件を実施し、道路維持管理に努めてまいりました。

57ページにかけるの道路橋梁新設改良費では、道路改良工事12件を実施し、道路整備に努めてまいりました。

57ページの河川維持改良費では、老朽護岸改良工事8件、浚渫工事1件の改修事業に取り組んだほか、県事業であります。曾根排水機場の整備事業を進めてまいりました。

港湾管理費では、ボートパーク管理基金を創設し、今後の維持管理費に充当することとしております。

58ページの都市計画総務費では、都市計画基礎調査に取り組んでまいりました。

下水路費では、単独下水路事業3件に取り組んでまいりました。

59ページにかけての住宅管理費では、火災警報器の取替工事を実施したほか、町営住宅の維持管理のため、施設の補修に努めてまいりました。

59ページからの消防費は、総額で2億6,658万6,932円となりまして、前年度対比1,370万6,955円、5.4%の増加となっております。増加の主な要因は、消防ポンプ積載車購入費の増額によるものでございます。

60ページからの教育費は、総額3億2,135万2,778円となりまして、前年度対比1億999万9,036円、25.5%の減少となっております。減少の主な要因といたしまして、公民館費を地域交流センター運営費として計上替したことによるものでございます。

61ページにかけての事務局費では、ICTを活用した、わかる授業の実践や児童生徒の情報活用能力の育成に努めました。

63ページにかけての小学校費の学校管理費では、国の補助事業を活用して、佐賀小・平生小のトイレ改修工事を施工し、環境整備に取り組んでまいりました。

63ページの小学校費の教育振興費では、遠距離通学費や就学援助費の支援のほか、佐賀小学校においては、補助教員を2名配置して複式学級の設置に伴う不安解消ときめ細やかな教育の推進に取り組んでまいりました。

64ページからの中学校費の学校管理費では、国の補助事業を活用して、トイレ改修工事を施工し、環境整備に取り組んでまいりました。

65ページの中学校費の教育振興費では、遠距離通学費や就学援助費の支援に取り組んだほか、英語力の基礎的な知識や技能を確実に身に付けられるよう英語検定の検定料の半額助成を実施いたしました。

67ページからの社会教育総務費では、町指定文化財の堀川南蛮樋を全面改修し、保全に取り組んでまいりました。

68ページの図書館費では、小学校と連携した「郷土かるた」を作成し、子どもたちの郷土愛を育ててまいりました。

70ページからの保健体育施設費では、堀川公園内の藤棚を改修し、利用者の安全確保に努めてまいりました。

71ページからの災害復旧費は総額5,337万2,223円となりまして、前年度対比

145万6,973円、2.7%の減少となっております。

平成28年度の梅雨時期の豪雨などにより被災いたしました農業用施設単独災害復旧工事6件、土木施設単独災害復旧工事1件を繰越事業として実施いたしました。

町道白石向井線では、土砂の崩落があり、大規模な被害を受けました。補助の採択を受けまして、繰越事業として復旧工事を実施いたしました。

72ページの公債費につきましては、総額で5億5,071万8,384円となりまして、前年度対比3,317万3,058円、5.7%の減少となっております。新規借入抑制効果が表れたものと考えております。

諸支出金は、総額で1億1,728万9,218円となりまして、前年度対比327万136円、2.7%の減少となっております。減少の主な要因といたしましては、離島航路事業の負担金額が減少したことによるものであります。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比率が歳入における地方消費税交付金や普通交付税の増額が主な要因で92.2%となり、2.1%減少しております。

また、実質公債費比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において、13.7%となり、0.7%改善しております。将来負担比率については、164.3%となり、8.9%減少しております。新規借入の抑制による、地方債現在高の減少や充当可能基金の増加が比率改善の主な要因であります。依然として数値は高く、今後も財政運営に注意を払い、各種指標が上昇することのないように最重点課題として取り組むこととしております。

財政基金の残高は28年度末と比較いたしますと、2,596万674円の増額となっております。29年度末残高は3億7,934万5,935円となっております。残高については、増額したとはいえ、十分な水準にあるとはいえ、基金依存体質からの脱却を実現する必要があると考えております。

財政状況は、今後の高齢化の進展などに伴う介護給付費、医療給付費等の特別会計への繰出金が増加するなど、社会保障関係経費の上昇や人口減少に伴う納税義務者の減少による税収をはじめとする一般財源の確保の困難さなど、地方財政を取り巻く環境はこれまで以上に厳しさを増すことは避けられないと予測され、行財政改革を推し進め、引き続き財政健全化に取り組むことが必要不可欠であると認識しております。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を10時20分からいたします。

午前10時06分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。吉賀副町長。

○副町長（吉賀康宏君） それでは、続きまして特別会計についてご説明申し上げます。

認定第2号平成29年度国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。歳入総額は21億314万1,187円、歳出総額は19億9,388万4,210円、歳入歳出差引残額は1億925万6,977円でありまして、これにつきましては、30年度へ繰り越すものでございます。

29年度末における国民健康保険加入被保険者数は、28年度末と比較して137人減少して2,886人となっております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

5ページの国民健康保険税につきまして、29年度の保険税収入額は前年度と比較いたしますと、現年課税分と滞納繰越分をあわせて2,394万9,618円減少して、3億688万700円となっております。

被保険者数の減少や2割軽減、5割軽減措置の拡充が現年分国民健康保険税の減額につながり、税額が減少したものと考えております。

6ページにかけての国庫支出金、国庫負担金の療養給付費等負担金では、2,547万4,842円増加し、2億6,460万7,749円となり、国庫補助金の財政調整交付金では1,461万8,000円増加し、1億660万3,000円となっております。国庫支出金全体で前年度と比較して4,048万8,824円増加し、3億8,711万9,825円の交付を受けております。

7ページの前期高齢者交付金につきましては、平成27年度確定精算により前年度対比で2,369万8,763円の減少となっております。

次に歳出であります。11ページの保険給付費の一般被保険者療養給付費は3,251万3,228円増加し、10億2,261万2,054円となり、前年度対比では3.3%増加しております。

退職被保険者等療養給付費は、被保険者数の減少により、565万492円減少し、2,963万8,410円となり、前年度対比では16.0%減少しております。

一般被保険者の高額療養費は、544万2,085円増加し、1億6,616万3,936円となり、前年度対比で3.4%の増加となっております。

保険給付費全般では、2,931万3,780円増加し、12億3,593万1,853円となっております。

国民健康保険税は、被保険者数の減少、2割、5割の軽減措置の拡充により減収となると予測されます。平成30年度から県が財政運営の責任を担うことから、財政基盤の強化が図られるこ

とになります。

健康づくりに対する意識の向上、重症化を招かない予防事業を推進し、医療費の抑制に引き続き取り組んでまいります。

次に認定第3号平成29年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入・歳出ともに6億1,942万87円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。

29年度の管渠整備につきましては、宇佐木地区では、上殿地域、堅ヶ浜地区では荒木地域、平生村地区では沼地域、大野北地区では今井及び今井団地地域、大野南地区では中村団地及び中村南地域において実施しております。

これにより、29年度末の整備面積は全体では270.52ヘクタールとなっております。普及率は60.5%、下水道接続率は81.0%となっております。

3ページからの歳入の主な内訳といたしまして、下水道使用料であります。1億2,400万115円となりまして、前年度と同程度の額となっております。収納率は、上下水道使用料の賦課徴収事務の一元化により、高い収納率を維持しており、現年度は99.8%となっております。

国庫支出金は、国庫補助金が3,810万円となりまして、前年度対比25万円、0.7%の増加となっております。

一般会計繰入金は、2.2%増加して、2億7,800万2,272円となっております。流域下水道事業維持管理負担金及び浚渫工事費の増加が主な要因です。

5ページからの歳出ですが、下水道管理費につきましては、流域下水道事業維持管理負担金が流入量の実績等により503万7,916円増加しております。

6ページの下水道整備費の工事請負費では、公共下水道管渠布設工事や公共ます設置工事など17件の事業を実施したほか、堀川下水路の浚渫工事を1件実施しております。

公債費は、依然として3億円を大きく超えるものとなっております。

この傾向は当面は続くと認識しており、公債費の適正な管理に引き続き努めていくことにしております。

次に、認定第4号平成29年度漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入・歳出ともに9,122万5,176円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。前年度対比では5.7%の増加となっております。

管渠整備につきましては、平成19年度に完了しており、29年度末の水洗化世帯数は411世帯、下水道接続率は72.2%となっております。

処理区域内人口が減少しており、流入量も減少することが予測され、処理施設の維持管理費の確保が大きな問題となります。引き続き、水洗化の促進に取組み、財源確保の点からも使用料収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

3ページの使用料につきましては、1,576万628円となりまして、前年度対比7万6,097円、0.5%の減少となっております。

一般会計からの繰入金につきましては、5,864万4,548円となりまして、前年度対比597万5,274円、11.3%の増加となっております。マンホールポンプなどの施設の修繕料が増額となったことが主な要因です。

公債費では、引き続き公債費の適正な管理に努めていきたいと思っております。

続きまして、認定第5号平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入・歳出総額ともに2,753万8,055円となっております。実質収支額もゼロとなるものであります。

介護認定審査会は毎週2回の開催を基本としており、総開催回数は86回で、審査判定件数は2,298件で前年度と比較して16件減少しております。

3ページの歳入につきましては、審査会の構成町であります、田布施町と上関町からの負担金と平生町からの運営費としての繰入金により審査会事業を運営しております。

4ページの歳出につきましては、認定審査会運営業務に要する経費を支出しております。運営業務につきましては、前年度と内容に変更点はございません。

続きまして、認定第6号平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は14億30万2,256円、歳出総額が13億4,517万4,257円となりまして、歳入歳出差引残高5,512万7,999円を30年度へ繰り越すものであります。

高齢者数の増加により、29年度末の第1号被保険者数は4,487人で前年度と比較して25人増加しております。

5ページからの歳入につきましては、介護給付費に要する財源として国庫負担金や支払基金交付金を受けております。

10ページから11ページにかけての保険給付費につきましては、給付費総額が12億2,744万9,100円となりまして、前年度と比較して3,170万8,611円、2.7%の増額となっております。

介護保険施設である老人保健施設への入所者が増えたことによる給付費の増加が主な要因でございます。

要介護者に対する給付であります介護サービス等諸費では11億1,912万5,901円と

なりまして、前年度と比較して4, 286万2, 391円の増額となっております。

要支援者に対する給付であります介護予防サービス等諸費では3, 021万7, 563円となり、前年度と比較して1, 096万3, 856円の減額となっております。

29年度末の高齢化率は37. 6%となっております。

29年度に策定した介護保険事業計画に沿って、一人でも多くの高齢者の皆さんがふるさと平生町で元気に暮らしていけるよう介護予防の取組みを進めてまいります。

また、高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

次に、認定第7号平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入・歳出総額ともに2億2, 940万365円となりまして、実質収支額もゼロとなるものであります。

3ページからの歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で、歳入総額は1億5, 888万4, 723円となり、歳入決算総額全体の69. 3%を占めており、収納率は現年度分で99. 8%であります。

5ページからの歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額で2億1, 668万1, 932円となっており、歳出決算額全体の94. 5%を占めております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、別冊の財産に関する調書、29年度決算の附属資料及び決算審査意見書をご参考に、ご審議を賜りますよう、お願いを申しあげまして、決算報告を終わらせていただきます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第32. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第32、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。まず、瀧上正博議員。

○議員（8番 瀧上 正博君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

まずはじめに、水道民営化についてお伺いいたします。

水道事業の広域化と民間参入の促進を図る水道法改正案が、さきの通常国会で継続審議となっております。水道事業は、ライフラインの最たるものであって、安心、安全、安定的な水供給を保障するものであり、14年に施行された水循環基本法には、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであるとして、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることを基本理念にあげております。

改正案は、施設の所有権は公的機関に残したまま、運営権を丸ごと民間に売却できる仕組みとなっております。

今、議論されている問題は、公設民営化方式の導入です。これは、利益優先の民間事業者の参入は、経営の効率化の名のもとに、事業の安全性、安定性の後退につながり、料金値上げなどの住民負担を招くと指摘をされております。水道事業は、住民の生存権に直接にかかわる高い公共性を持っております。本来、民間企業の営利の対象となるべきものではありません。企業の利益のために水道事業の公共性が失われてはならないと私は思っております。町長はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 水道事業のあり方について、その公共性を踏まえてどう考えるかということでご質問をいただきました。

これから水の需要が減少する、あるいはまた水道施設が老朽化する、人材をどう確保していくのかという課題に対し、水道事業の基盤を強化していこうという趣旨のもとに、この改正案が示されているわけであります。概要としては、1つは関係者の責務を明確化する、2つ目には広域連携の推進、3つ目に適切な資産管理の推進、4つ目に官民連携の推進、5つ目に指定給水装置工事事業者制度の改善等々がこの法案の中に盛り込まれておりますが、先ほど言いました官民連携の推進、この中に、今ご指摘にありました公設民営化方式というふうに言われておりますが、公共施設等運営権を活用してやっていけるようにと、これはPFIの一類型ということになっておりまして、施設の所有権は公共団体が所有をして、施設の運営権を民間事業者に設定をして、水道事業の管理運営を可能にしようということのようでございます。

現時点でこの制度を設定をされたわけではありませんし、これからも十分な研究、検討が必要だというふうに思っております。特に水はご指摘のように、命にかかわる極めて重要なインフラだというふうに思っておりますので、慎重な検討が必要であろうというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） それでは、再質問をさせていただきます。

私たちは、水のあるところに生活をし、その水を享受してまいりました。水道そのものは住民の財産だと、私は思っております。民営化は、自分たちの町の財産をどうするかという問題です。このことを考えれば、水の公的管理は重要だと考えております。

先日、この近辺の1市4町で、断水時の応援協定が結ばれております。断水時の迅速化につながるとされておるところでございます。これを見るだけでも、公的企業がふさわしい事業形態だと考えられます。私は、水道事業は、公的企業で存続をしていくべきだと考えております。再度、よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員のご指摘、ご意見はよく承りました。先ほど言いましたように、これは大事なインフラですから、検討していかなければいけない課題だというふうに認識をいたしております。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） それでは、これはよろしくお願いを申しあげまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、図書館の町長部局への移行についてお伺いをいたします。

文部科学省、諮問機関の中央教育審議会内にある生涯学習分科会も、公民館や図書館などの公立社会教育施設の所管について、自治体の判断で、教育委員会から町長部局へ移すことができる特例を中教審で報告をしております。これに対して、関係学会からは、社会教育行政の衰退を招くおそれがあると、多くの批判の声が上がっております。

日本社会教育学会の理事会は、教育委員会所管堅持を求める要望書を中教審に提出をしているところでございます。また、日本教育学会など関係6学会の会長らの賛同も得て、再度堅持を要望しているところでもございます。

図書館は、住民が読みたい、知りたい、調べたいことについての資料や情報を提供する機関です。住民の生活、なりわい、学業などにとって、欠かせない行政事務だと私は考えております。

当町におきましては、公民館は、既に地域交流センターとして町長部局に移行をされております。図書館は自治体の首長から半ば独立した教育委員会のもとにある機関であり、町長部局に移行すべきではないと思います。施設の専門性を確保していくために、ぜひ教育委員会が管理すべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 公立社会教育施設、例えば図書館等を町長部局に移行したらどうかという生涯学習分科会における検討が中教審で報告をされているが、町長としてどうなのかというお尋ねでございます。

確かに今、検討が行われているようでございますが、本町では具体的に公立図書館のあり方について検討をしておる状況ではございません。

基本的には、図書館法とかいろんな町の条例等あるわけですから、教育委員会が所管をしていくということになるかと思いますし、平生町の場合は、一緒に歴史民俗資料館、民具館、図書館が1つのエリアを形成して、文化ゾーンといいますか、一体的に運用されているという状況ですから、これはこれで生かしていった方がいいんじゃないかなと、私はそう思っておりますし、これから検討をしていく中で、そういった方向づけができるのかなというように思っております。

ただ、この町長部局との連携をしっかりとやっていこうということのようですから、庁舎の建設の議論をやっておりますが、これも教育委員会も今度は一緒にやろうということですから、より

連携がしっかりとれるから、そういった意味ではいいんじゃないかなと。だから、むしろ今の教育委員会が管轄をしてやっていただければいいんじゃないかというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 図書館の首長部局への所管替えについて、教育委員会の方の考えをお示ししたいと思います。

今、議員お示しのとおり、現在、公立社会教育施設については教育委員会の所管となることが関係法令で定められております。これについて地方公共団体からの提案を踏まえ、このたび文部科学省の諮問機関である中央教育審議会で、まちづくり行政、観光行政等の部署との一体的な取り組みをより一層推進するため、自治体の判断で、首長部局が所管することを可能とすることが、今、検討されております。

現在の平生図書館は、昭和42年5月の創設から社会教育施設として地域住民に愛され、多くの方に利用されてまいりました。地域住民の暮らしに役立ち楽しく学習する場として、また平生町の歴史資料等の保管管理をする場としてその機能を維持し、今日まで歩んでまいりました。

ご質問の町長部局への所管替えについては、今、町長の答弁にもありましたように、現在、議論がなされているわけではございません。これまでどおり教育委員会の所管として管理運営に努めてまいりたいと考えております。

また、今後出される中央教育審議会の答申を受けまして、地域の身近な学習拠点としてあるべき現状や課題について、また、新たな図書館のあり方、効率的な運用などについて検討することになると思いますけれども、平生町の現状に合ったよりよい施設となるよう努めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

○議員（8番 渕上 正博君） 町長も教育長も具体的には検討をされていないという答弁をいただきました。私は教育委員会が管理すべきだと思っておりますので、このまま続けていただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（福田 洋明君） 次に、中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 通告書に従い、質問します。

山田町長に質問するのは最後になりました。長年の間、平生町行政のかじ取り役として、大変ありがとうございました。

私もはじめて議員にさせていただき、町民の声を行政に、行政の思いを町民に届けるをモットーとし、一生懸命でした。時には高圧的、侮辱的な発言をしたこと、私自身深く反省もしています。いろいろありがとうございました。自分自身を研さんし、よりよい平生町になるよう頑張

る気持ちです。

そこで、このたび、町長退任にあたり、ぜひ聞いておきたい質問です。

第四次平生町総合計画後期基本計画、2020年まであと2年間ありますが、現時点の山田町長の総仕上げとして、項目ごとに進捗状況を伺いたい。

項目として、1、みんなの笑顔が輝くまち、2、快適で住みよいまち、3、健やかで安心して暮らせるまち、4、活気に満ちた明るいまち、5番目が一人一人が主役のまち。これらの実績を踏まえ、よかった点、考慮すべき点、この進捗状況を何%ぐらいかを町長さんで感じるパーセントでよろしいので、今後明るい平生町、住みよい平生町になるためのアドバイスとあわせてお尋ねします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 平生町の第四次総合計画に関連して、後期基本計画については、5つの基本目標、それに52の基本施策というのをそれぞれ割り振って、取り組みを進めております。

現時点で何%達成かというような、承知はしておりませんが、基本的にはこの5つの基本目標の達成を目指して、新規事業等も年々これに加えていきながら、5つの目標がしっかり達成できるようにということで、取り組みを進めさせていただいております。

振り返ってみればあつという間の期間でございますけれども、第三次の総合計画、そして今の第四次総合計画、そして今の第四次の後期計画の中でこの10年間、10年間でやってきて、ちょうど区切りかなというふうにも思います。

個々の施策については割愛をしますが、今言われた5つの基本目標の掲げる基本目標に沿ってつくられた52の施策について、しっかり実現を目指して今取り組みを進めておるということで、もう少し最後までしっかりやっていただくように、職員、関係者にはしっかり指示をしていきたいと思っております。

○議員（2番 中本 敦子さん） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○議長（福田 洋明君） 手を挙げて。中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） ありがとうございます。

そしてもう1つ、基本条例で町民との情報共有がうたってあります。私が1期中に感じた疑問点、質問した内容が不透明な点を幾つか再確認させていただきたいと思ひます。

1点目、ふじわら病院への旧保育所の無償貸し付けの契約期間、年数です。

そして、2点目、町営住宅中村団地について、空家対策ですが、曾根バス停前に平生町が管理する旧熊南休日診療所が、使わないままあります。あれは今もって解体してありません。解体費用もいただいているような報告だったと思ひますが、その件についてお尋ねします。

3点目は、農業振興、コミュニティ活動、担い手、農業しかり商業しかり漁業しかりですけど、そして観光、これらの今後について、退任にあたり思ひを本当に簡単でよいのでお聞かせくださ

い。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） それぞれ今、何点か質問をいただきました。簡単に答えよということでございますが、まず、ふじわら医院の件につきましては、この町民福祉課長とそれから空き家等については建設課長のほうから答弁いたします。

それぞれ、空家の話もありましたが、空家対策の計画を策定をいたしておりまして、特定空家にならないようにできるだけ個別の所有者に対する指導を行っておると、勧告をやらなくて済むように適正に管理をしていただくように努めておるという状況でございます。

それから、商工業、農林水産、共通して後継者問題というのは、町にとっても大きな課題であり、加えて農業の場合は、有害獣とか今いろんな病害虫対策がかなり進んできたと思いますが、有害獣の関係で耕作放棄地も増えておるので、引き続き、今もやっておる捕獲と防護柵で有害獣対策を進めていくと。本町の場合は、環境保全型農業ということで取り組んでまいりましたから、そこを軸にしながら、新たな振興策というものを考えていければ大変いいんではないかなというふうに思っております。

また、担い手の問題は、今言いましたように、これは農、林、水産も含めて、それから商工業も次世代へどう継承していくかということが一つの大きなテーマです。関係する経済団体がありますから、十分連携をとってこれから対応していけばいいのではないかとこのように思います。

課題としては重たいと思いますけれども、観光等についても大星山のサイクルフェスタ等、観光協会が主催で、あれだけの方が平生町に全国から集まって来られてやられたり、いろんな取り組みが始まっております。そういうものをこれからも工夫をしながら取り組んでいただく。町も支援をしていきながら取り組んでいく。

町独自の取り組みとしても、庁内の若手を含めて検討、研究を進めておりますイタリア構想等を含めて、町の魅力づくりにつなげていけばというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民福祉課長。

○町民福祉課長（石杉 功作君） 旧平生保育園の件でございますが、現在、児童発達支援センター、病児病後児保育、放課後デイサービスという事業を展開しています。

ふじわら医院からこういった事業をやりたいという申し出がございまして、総合計画の中の、安心して出産や子育てができるまちづくりで、安心して暮らせるまちづくりという観点で、子どもたちの健やかな成長に向けての子育て支援対策の整備というものが必要であるというふうに判断いたしました。

そういうことで、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間契約でございますが、双方疑義ない限りさらに1年間延長するというので、今、平成30年の9月末を迎えるということでございます。

今も利用者がいらっしゃいますので、そういうことで町としましても引き続き事業展開をしていただきたいということで、現在契約中ということでございます。

○議長（福田 洋明君） 高岡建設課長。

○建設課長（高岡 浩行君） それでは、ご質問に答弁させていただきます。

中村団地の今後の方針につきまして、平生町では平成26年3月に平生町公営住宅等長寿命化計画を策定いたしております。現在、その計画に基づき対応しておる状況であります。

中村団地におきましては、昭和46年から年次的に12棟整備され、老朽化が著しいため、現在入居は停止しています。そのうち、比較的老朽化による劣化が少ない昭和49年度以降に建設された3棟を残し、将来的に解体を行う計画であります。なお、既存利用にする3棟につきましては、維持を目的に改修を行う計画といたしております。

今後におきましては、高齢化、人口減少等社会情勢の変化に対応できるよう、長寿命化計画の見直しを視野に入れながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） まだ尋ねたいことがありますけど、それはもういいです。

私たちが育った、子どもたちが育った平生町が住みたくなるまちであり続けるよう、退任後も町長さん、よろしく願いいたします。

2番目の質問に移らせていただきます。災害についてです。

災害は、想定外の台風が増加、想定外でなくなっています。地震は強度なものが発生しており、人命第一、安全第一、生活第一と、テレビニュースも新聞記事も気象庁の発表内容は昔とは違い、声かけ、呼びかけが重要視されています。

現在、平生町は、電話で役場に尋ねるか放送を聞くまでは避難場所はわかりません。ハザードマップは全戸配布されております。活用は町民にどのぐらい理解、また納得させているのでしょうか。

2番目に、またハザードマップに指定されている避難場所は、有効に活用されているのでしょうか。

3番目、高齢者への配慮や避難場所の環境は整っていますか。

よろしく願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 災害対策についてということで、先ほど申しあげましたが、災害は忘れたころにやってくるというのは昔で、今は忘れる間もなくやってくるという状況になっております。改めて、我々としても本当にこの危機管理の重要性を認識をいたしておるところであります。

そこで、ハザードマップでございます。ご指摘のように、今、本町では、これまでに洪水、地

震、防災、土砂災害、津波による想定図——津波、高潮、土砂災害は改定をしておりますけれども——5種類のマップを策定をしたり、あるいは見直したりして、全世界帯に配布をしております。

なかなか、どの程度の周知をされているか、機会があるごとに他の集会にも出向いて、ハザードマップが帰って見たらあるはずですから、もう1回確認をしてくださいということで、挨拶の中で申しあげましたけれども、今、いろんな防災訓練をやったり出前講座なんかでいろいろ地域の皆さんから防災についての要望があります。そういったところで、ハザードマップ等を活用しながら話をさせていただいておりますから、一定の理解をいただいておりますものだというふうに思っておりますが、十分これが浸透していくように、引き続き機会あるごとに啓発をしていかなければいけないというふうに考えております。

それから、避難場所でございますが、指定避難所、今は24カ所避難所の指定をしておりますけれども、大規模の災害が予想される場合、あるいは発生したという場合には、避難勧告、あるいは避難指示等を出していくわけですが、避難所の開設をして、そこに避難をしていただくということですが、今のところ、避難勧告まではここ数年至っておりませんで、その前段で自主避難を呼びかけ、避難所の開設を行っております。

これは災害ではありませんが、避難勧告を平成17年に出したことがあります、これは例の眞工金属の問題があったときに、曾根の地域の方々を中心に、平生中学校の体育館に避難をしてほしいということで、避難勧告を出しました。

それ以来、最近ではいろいろ情報分析をしながら、あるいは対策会議で災害対策の万全を期していこうということで、早めに避難指示の必要があるもの、自主避難の対応をさせていただいておりますという状況です。したがって、それぞれの一番適した避難所ということ想定をしながら、対応をしていくことになろうと思います。

それから、高齢者等の配慮等々の環境はどうかということでございます。高齢者等につきましては、先ほど言いましたけれども、要配慮者といえますか支援を要する、配慮が必要な方については、それぞれ毎年高齢者の実態調査をやっておりますから、それに基づいて台帳を作成しており、それに登録をさせていただいておりますので、それぞれ各地域の民生委員さん、児童委員さん、あるいは社協、介護関連のケアマネさん等々が周知をされて、どうしても手が要するというようなことであれば普通の避難所じゃなしに、そのような老人福祉センターを避難場所として専門職員が対応するという体制はできておるという状況でございます。

そこは本町としても対応していかなきゃなりませんし、国でこういった避難所の対応、運営、管理につきましては、ガイドライン的なものができ上がっております。

本町も平生町の避難所運営マニュアルを策定いたしております。間もなくできると思いますけれども、避難所の運営等についても、こういう配慮をしていかなきゃいけない、高齢者に対して

はこういうふうにしよとかいうマニュアルづくりを進めて、おそらく10月ぐらいにはでき上がってくるのではないかというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 今、お話を伺って、最初の部分ではその程度でと思いましたが、10月にまた新たなマニュアルができるっていうので、それがどういうふうになっているか期待するところです。

ハザードマップを基本として、町民が慌てず落ち着いた行動ができることが必要と感じます。

先日の台風のときも、放送を待たず早めに親戚や知人宅に避難した家族もあります。私は3家族知っています。1人の人はこう言われました。多分休日だったと思うんです。土曜日か日曜日かわかりませんが、当直の男性が出て、「あした偉い人らが来て会議を開いて、それから決まるけ、今んところはわかりません」言うたと言うんです。もう80過ぎて90近い人だったら、それじゃ間に合わんのですよ。親戚に行きたい、連れに来てくれって言うような住民の声を、職員はこういうものをつくる人は、きめ細かい行き届いた、あの人に頼んじよる、あの人らがやる、この人らがやるじゃなくて、自分たちの担当課でなくても、平生町の住民の人命が一つ、もう、物持って逃げんでもええ、逃げることを考えて言いよるじゃないですか、テレビでも何でも。じゃから、みんなで人命、命が第一っていう意識を持つ、そういうことに全職員、そして全住民がそういうふうを感じたら、ばかの一つ覚えのように、曾根だったら中学校行きさえすりゃあええ、何かあったら中学校行きさえすりゃあええという頭だけあったら、もう、今から電話して眼鏡を持ってきて、電話番号をして、ああどこかへ書いちゃったんじゃがわからんっていうようなんじゃ、間に合わんのです。だから、そういうところはきちんとしていただきたいと思います。

移動途中の事故防止のため、遠くの避難場所より、ハザードマップに幾つも近くの避難場所がありますので、そういうところを早急に検討する必要があるのではないかと思います。今、町長さんが言われましたから、新たに10月にみんなに知らせるようにでき上がってくると言ったから、期待はしておりますけど、いったん意見を聞かせてください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今策定中の避難所にかかわる運営といいますかマニュアル等になろうかと思えます。

いずれにしても、今ありましたように、いろんな避難のあり方を含めて、ハザードマップ等、町民の皆さんにもご理解いただけるような周知を図っていかないと、例えば、洪水なんかだと、川をまたいで避難所へ行くというのは、逆にしないほうがいい。むしろこちらの避難所に行ったほうがいいというようなケースもありますから、その災害の種類によって、避難のケースも違いますんで、それはハザードマップ等にもそういう指摘はされておりますから、しっかり改めて点検をしていただくように言っていきたいなというふうに思っておりますし、早め早めに行政のほ

うも対応していけるように、これは十分よく協議を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 中本敦子議員。

○議員（2番 中本 敦子さん） 各地域でのハザードマップの活用、実践ができるように、避難場所の環境を整えることが大事ではないかと思えます。本当に、中学校に行くのは毛布持っているか、水ぐらい持っていかにゃ、喉が渴いたら水道がどこあるかわからんけえど、うかねとかいうふうな、そういう声を聞きますので、そこらあたりも含めて環境を整えることを強く要望して、本当にいつ来るかわからん、明日かもわからん、あさってもわからんというふうな災害が起こる、地震が来ますので、みんなで意識を新たにするのが大事じゃないかと思えますので、啓発をよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を11時30分からといたします。

午前11時17分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました子どもの社会参加について質問いたします。

平生町では、少子化、高齢化による人口減少が進み、町の活力が失われていくことを町民は大変憂い、そうした中、町政に対して幅広い世代の意見を集め、効果的な政策を実施することが求められています。

その手法としては、事業計画などを立てる際にアンケート調査やパブリックコメントを求めたり、審議会や委員会を開催して意見を集められています。しかし、この方法だと若者の参加や参画は少なく、まして子どもの意見を聞く場がないように思います。

この町に活力を取り戻すためにも、未来の町の担い手である子どもが意見を表明でき、まちづくりに参画できる制度が必要だと考えます。これまで、子どもの意見を聞く場があったのかどうか、また子どもの声を政策形成に取り入れたことがあったのか、現状をまずお尋ねいたします。

次に、子どもに意見を聞くからには、意見を言える子どもに育てていなくてははいけません。そして、それを聞く耳を持つ大人がいなければなりません。

子どもの権利については、1989年の国連の会議で全会一致で採択された国際法である子どもの権利条約があります。日本は1994年に批准しています。この条約の第12条第1項に、自己の意見を形成する能力のある子どもが、その子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する、とあります。

国は、この子どもの権利条約の理念にのっとり、子ども・若者支援推進法を制定し、各地で

取り組まれているところです。子どもは保護をする対象ばかりではなく、地域社会を構成する立派な一員なのです。日常的に子どもが地域において、課題を見つけ解決策を考え、主体的に取り組むことです。それが、ふるさとへの愛着や、自分の意見を大人に聞いてもらえる経験を生み、双方にとって何よりの宝となります。

子どもの主体性を引き出す取り組みはされているのでしょうか。

以上2つ、子どもの意見を政策に反映しているのかどうか、そして子どもの主体性を引き出す取り組みは行っているのかどうか、質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

本町で子どもたち、小学校、中学校、高校生から直接意見を聞いたり、声を生かす方法についてどうかということで、ご指摘がありましたように、いろんな審議会や委員会等ではなかなか出てこない、あるいはまた全く視点の違う、意見や考え方というものを受け止めていく場があるのかということでございます。

今までの取り組みとすれば、中学生の議会をここでやったことがあります、ライオンズクラブの皆さんのご協力をいただいて、平成16年だったと思います。中学生のいろんな視点で、この議会で意見発表をしていただいて、それを具体的な施策として生かしていくという取り組みをしたことはあります。

ただ、その後継続して取り組みはしていないので、この場はちょっとやはり折に触れてこういう取り組みはやったほうがいいのかというふうにも思ったりしておりますし、今は小、中を対象に少年の主張のコンクールがあります。健全育成大会のときに、子どもたちがいろんな意見や考え方、社会の出来事を含めて意見発表をしてくれる、優秀な作品は皆さんが出席をして発表をしていただくということになっておりますから、大変参考になっております。率直に子どもたちの意見を聞かせていただいておりますが、これは十分我々も参考にさせていただいておることとございまして、ご指摘があるように、子どもの権利条約等を踏まえて、子どもたちの意見を表明する権利として、それを受け皿として用意しておくかということになると、まだできていないというのは現状だというふうに思っております。

どういう形でこういう子どもたちの意見を聞く場の設定をするのか、引き続きこれは検討すべき課題だというふうに受け止めております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 単発的にいろんなことをやってらっしゃる。それを継続するにはどうしたらいいかというような話になるのですけれど、今、こういった子どもの意見をきちんと行政側に取り込むような取り組みをしているところが、私が知っているだけで国内44ございます。

ユニセフが、子どもにやさしいまちっていうものを発信しているんですけども、それに基づいた条例なんかをつくっております。やはり、条例その他をつくっていかないと、きちんと子どもたちの声を政策に反映するような仕組みがとれないのではないかと、私は考えております。

それを条例にするのか、はたまた子ども・子育て支援事業計画に入れていくのか、この平生町の子ども・子育て支援事業計画の中にも、一応子どもの視点っていうのが入ってはいるんですけども、第1番に書いてはあるけれど、中の内容は子育て支援です。

あと、子どもがいかにか話せるようになるかという仕組みづくり、子どもの意見が聞けるかいねという大人の方も、もちろんいらっしゃると思うんですけど、実際子どもたちにあたっている私としては、小学生でも結構大切な意見を持っています。話ができます。

そういった中、子どもたちの主体性をどう育てるかという第2段階になるんですけど、いくら意見を聞きたくっても、子どもたちが意見が言えるような子どもに育てているかどうか、そのあたりは教育委員会のほうの管轄にもなると思うんですけど、主権者教育というのがありますよね。以前、中川議員が主権者教育については質問されております。選挙権が18歳以上になったことを受けて、高校のほうで主権者教育がすごく話題となりました。その中で、高校生になってからじゃ遅い、小学校、中学校の時代から地域の課題を見つけたり、それについて考えて解決策を考え出したり、それを行政側につないでいったりするのが、非常に重要だという話も出ております。

そういった視点を持って、教育行政も取り組んでらっしゃるのでしょうか。そのあたりもお伺いしたいです。

それから、小中一貫校、この小中一貫については、淵上議員が以前聞いてらっしゃいますけれど、やはり切れ目のない育ちをしていると、子どもたちもそういったものがしっかり言える子どもに育つのではないかと私も考えます。

諸外国で、投票率の高い国は小中一貫校で、そういった政治に対するいろんな教育を、デモクラシーに対する教育をいろいろやっています。

平生町にとってどういう形が一番いいとお考えになられるか、お伺いいたします。

条例として取り組むつもりがあるかどうかっていうのと、それから教育長のほうには18歳の主権者教育、それについてと小中一貫校、お願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 子どもにやさしいまちづくり条例ということなんだと思います。

先ほどもご指摘がありましたように、子ども・子育て支援事業計画というのは、さっきご指摘がありましたけれども、その中で、子ども・子育て会議が開催されて、これはどうしても保護者の視点っていいですか子どもの保護者とニーズとかそういうものがやっぱり中心になっているなと思うんですが、この子育て支援事業計画の中で、子どもたちの意見をどういうふうにかかして

いくことができるかということを検討してもらうのも1つの方法だと思いますし、すぐ条例をつくることにするのかどうか、それを含めていろいろ検討していただくように、よく指示をしておきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 新田教育長。

○教育長（新田 保弘君） 失礼いたします。

教育委員会に対して、2件のお尋ねです。主権者教育と小中一貫教育ということです。

主権者教育についてですけれども、以前にもちょっとご質問がございましたけど、これは先ほどお話がありましたけど、大きく話題になったのが一昨年の平成28年、選挙年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられた、その年の7月10日に行われた参議院議員通常選挙が最初となったわけですけど、それをきっかけに大きく主権者教育の重要性について問われるようになったというふうになっています。

当時、この国政選挙から、平生町では240人が新たな有権者になっているというふうに、私のほうでは記憶してございます。新たに240人が選挙権を持ったということでございますので、それまでにつながる小中学校における主権者教育が重要であるというふうにも考えております。

主にどのようなことをやっているかということでございますけど、小学校においては中心は6年生の社会科で、私たちの暮らしと政治において、国民生活には日本国憲法あるいは地方公共団体、国の政治の働きが反映していることを基本的な内容でまず勉強することがございます。

また、具体的には、現在平生町では、生涯学習まちづくり出前講座の学校版というのをつくっておりますので、それをもってその中に議会事務局や総務課の職員から町議会の役割と仕組みについて話を聞いたり、模擬選挙の体験をしたりという活動を通して、具体性を持った活動を取り組んでおるといこともございます。

また、行政相談員による行政相談出前教室というのもございまして、それを活用して主権者としての権利を主張することによって、地域の課題解決に参加することも学んでおります。

そのほか、明るい選挙標語募集への参加、それから租税教室などを通して、税と政治、そういったものについての学習を学んでいるところでございます。

中学校では、やはり基本的なものとしては社会科の公民的分野の民主主義と人権の歩みというところで国民権、基本的人権の尊重と平等権、自由権、社会権について学習しております。また、その学習の後に、国や地方自治体における政治の仕組み、政党の役割、選挙の意義や選挙制度とその課題などを学んで、国民として積極的に政治に参加することの大切さや望ましい政治のあり方や主権者としての政治参加のあり方について考察するようにしております。

また、具体的な取り組みとしては、総合的な学習の時間というのがございまして、これを活用して、地域の方々との学習において、地域の生活や産業、歴史について調べたり発表したりする学習を実施しており、郷土のよさを知り地域の将来を担おうとする意識の醸成に努めているとこ

ろでございます。

また、生徒会の役員選挙の際には、町の選挙管理委員会から投票箱や記載台を借用して、実際の選挙に近い方法で実施することで、1票の重みを体感させるとともに、投票に対する意識を高めるよう工夫しているところでございます。

それから、もう1点の小中一貫教育ということへの取り組みということですけど、これもちょっと以前出てまいりましたけど、小中一貫教育制度というのが、またややこしいことがありますので、再度ちょっと簡単に説明しますと、一貫教育制度の中でもいろんな種類がございますので、1人の校長の下で1つの教職員集団が一貫した教育課程を編成して9年間で編成する、小学校と中学校が1つになった学校という形態、これを義務教育学校という名称で言っておりますけど、それとは別に、組織上独立した小学校それから中学校が義務教育学校に準ずる形で一貫した教育を行う小中一貫型の小中学校という2つあるわけですけど、あとは連携型という形もありますけれど、そのどれをとるかということになりますけど、1つの学校にするということになると、建てかえということがまず必要になってきますので、なかなかこれはハードルが高いだらうということが全国的にも言われているところがございます。新たに学校を建てる場合には、そういったことを取り組んでいる自治体もあるように聞いております。

特に、これからの先のことを考えますと、平生町で考えると、小中連携型ということが実際には可能になるのかなという感じがしております。今、実際に小学校中学校教職員が一緒になって集まって、さまざまな研修をやっていますので、夏休みも共同の研修をやったり、それから小学校から中学校へつなげるために、どのようなものを子どもたちに教えたらいいかということも共同で話し合いを行ったりということで、ほぼ小中が並んだ形で進んでいくという体制はとっております。小中連携を中心とした取り組みをしっかりと取り組んでいくことで、それをカバーしていくという形になろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 残念ながら、以前と同じようなお答えをいただいているようでございます。それから2年しか主権者教育の場合たっておりませんので、無理はないんでしょうけれど、32年から全面的に実施される学習指導要領の中にも、主権者教育が背景に位置づけられております。

本町が取り組む主権者教育は、今後さらに充実して、地域の住民の一員として自覚を持つ子どもにも育つように、育成を進めていただきたいと思います。

今、お話しされたのは、概要、心の持ち方、その知識としてのものにどうしても学校はならざるを得ない、それは理解はしておりますけれど、もう少し具体的に一步進めた主権者教育を、開かれた学校ということで、いろいろ地域に出て行ってやっておりますので、そのあたりを私は使

ったらと思います。

あと、体験学習なんかでも、豊かな体験学習の充実として、子ども・子育て支援事業の中にもあります。こういったときに、子どもたちの意見が聞けるように、子どもたちが参画できるような仕組みをつくられてはいかがかかなと思っております。

とにかく、子どもが元気なところはまちも元気になると思います。第四次の中に、みんなの笑顔が輝くとか、一人一人が飛躍とかいう文章もございます。それを実現するためにも、子どもたちの参画が私は待たれていると思います。

これが最後の一般質問になります。町長が替わられるので、今回はどうかと思ってたんですけど、町長が替わられても町の方針としては変わっていかないと私は思っております。そのための計画や条例です。その条例や計画を掲げて、町長が20年間大事につくってこられた平生町のこれからの道しるべをきちんと残して、次につないでいただきたいということを要望して、私の一般質問といたします。

○議長（福田 洋明君） 答弁、いいですか。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時からといたします。

午前11時49分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（福田 洋明君） それでは、再開いたします。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、2点について一般質問をいたします。

1点目は、総合計画の主に役割、位置づけについてお尋ねをいたします。

2点目なんですけれども、事務の誤りの事後処理についてということで、質問させていただきます。

では1点目、総合計画の役割、位置づけの見直しには対応されたかどうかということで、お尋ねをいたします。

質問の趣旨は、自治法改正後の総合計画の役割、位置づけの見直しについてお尋ねをいたします。その質問をする根拠です。平成30年の7月号広報ひらおです。7ページの町長室の窓、ナンバーが186回ということで、これ、町は来年度から第五次平生町総合計画の策定準備に入ります。これは、向こう10年間の町政運営の基本となる最上位の計画です。その後はちょっと中略させていただきまして、次のリーダーに委ねるときを迎えているものと判断しているということで、町長さんの思いを述べられていらっしゃるわけなんですけれども、総合計画については、平成23年の8月1日に、地方自治法の枠組みがなくなっています。平生町の第四次平生町総合計画は、平成の22年、ですからこの前の年に策定をされたということで、いまだに第四次平生町の総合計画については、その当時から10年間の町政運営の基本となる最上位計画というのは、こ

れは変わらぬことになっている。

しかし、第五次平生町総合計画ってということになりますと、話は少し変わるのではないかというふうに、私自身判断しておりますので、お尋ねをするわけです。

まず、総合計画が町政運営の基本となる最上位の計画といわれる根拠、こういう町長さんの所見をお尋ねをいたします。

2点目に、平成23年8月1日以降、地方自治法の枠組みがなくなりましたので、それぞれの、その事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想と定め、それに即して行うようにしなければならないということが削除されていますので、基本構想を策定するか否かは、市町村の判断に委ねられています。これは、議会の議決の有無、あるなしを含めて基本構想を策定する際の手続についても、市町村が決めることになったというふうになったと思うんです。

しかも、同じ8月1日に総務大臣の通知なんですけれども、引き続き個々の自治体の判断で、地方議会の議決を経て基本構想の策定を行うことが可能である旨の通知も出されています。この通知に基づけば、条例を根拠にして基本構想を策定する地方自治体が増えてくるんですけど、いずれにしても市町村の判断、市町村でもいいですし議会の議決を得るか、そういう手続の問題も含めて第五次平生町総合計画に決める必要があると思うんです。それで、たしか23年以降、私、一度一般質問をしたような記憶があるように覚えております。

名前も当然、第五次の平生町総合計画かどうかというの、それぞれ決めなければならないわけです。それは、平生町夢プランとかがっていう名前になるかもしれませんし、それはお互いに町と議会のほうで、提案があれば議会のほうで議決をするなり、また通知をいただくか。

今のところ、平生町の場合は、次のいわゆる総合計画ってものに関しての基本計画的な役割とか位置づけとかありませんので、次の世代に委ねるのであれば、これは今のところ言えないんじゃないかということで、お尋ねをするわけです。

今後の総合計画の役割、位置づけについてお尋ねをして、総合計画については先ほど申しあげましたけれども、地方自治の枠組みがなくなっている。退任ということと一緒にそのことを広報で訴えられたのは、お気持ち的にはわかるんですけれども、現在のところ平生町において、総合計画の位置づけとその内容は全く従来のとおりで、空白のままということになると思うんです。

みずからの責任と判断のもとに、真に必要なかつ有効、独自の総合計画の策定とその運用の仕組みを、従来からそのまま先送りをされてきたと、私自身は判断をしております。今後の第五次平生町総合計画ということで、仮称なりともそのことをうたわれるのは、ちょっと町として全くどうなのかなというふうに思っていますので、この間、どう対応されたのか、総合計画が町政運営の基本となる最上位の計画という根拠をどういうふうにお考えをお持ちなのか、それと2点目に総合計画の役割、位置づけの見直しについてどう対応されてきたのかということ、まず2点ほ

どお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

その前に、町長室の窓をご愛読をいただきましてありがとうございます。

最初にお断りしておきますが、そこで述べているのは名称、先ほど言われたように名称がどうあれ、この今の第四次総合計画はもう2年で一応任期がくると。したがって、次にはその名称はどうあれ、町の行政を運営していく基本指針、最上位計画的なものがやっぱり必要になってくる。いずれ、策定されるかされないか、それはわかりませんが、その自治体に任せられるということですから、大事な町のこれからの将来のビジョンを描いていかなきゃいけない時期が来ておると。

したがって、それについては、私の中で申しあげておりますように、非常に速いテンポで動いていく時代で、しかも自分の年齢なりあるいは自分の能力なりを考えたときに、果たしてこれから10年先、自分が生きとるやらわからんのに、その将来展望を語って、こういうまちづくりにしようということが言えるのかと。それこそ自分自身にみずから問い直したときに、これはもう次の世代に、次のリーダーにバトンタッチをするのが私の立場であるという意味で、私の決断をした背景はそこにあるということです。

だから、厳密に学術論文を書いとるわけじゃないし、これは私の思いを書かさせていただいておりますから、多少、そこら辺のずれはあるかもしれませんが、いずれにしても議決案件から法的な義務づけがなくなったからといって、第四次総合計画については、これは最上位の計画ということで、今、来ております。

それにあわせて、みんないろんな諸計画、未来戦略あるいは行革大綱含めて、いろんな総合計画との整合性を求めて、計画を発表、つくって示してきておるという状況でございますから、依然としてその最上位の計画であるということには間違いはないというふうに思っておりますが、常識的に言えば、こういう、三次、四次やってきましたから、次は第五次の総合計画が策定をされるべき、内々では、2年先、2年前になりますから、大体2年ぐらいの準備期間をとって長期計画をつくりますから、来年度から具体的な取り組みを始めていかなければいけない時期に来ておる。

そしてまた、先ほどあった役割、位置づけの問題についても、河内山議員のご質問に答えて、たしか条例で定めていくのがいいんじゃないかというふうに、私は答弁させてもらったと思いますが、条例議決でやるにしても、まだ2年あるわけですから、その間にしっかり取り組んでいけばいい課題でありますから、それらを含めて準備に入っていく段階にある。

したがって、新しい次の総合計画のあり方については、次の町長にその判断が示されるのでは

ないかというふうに思っておるところであります。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 苦しいご答弁をいただいたなと思います。

やっぱりきちんとするべきことをしていったらよかったなと思います。私も、その責任の一端は感じるころはあります。

ただ、総合計画にしては、そういうことを次のリーダーに委ねられるということですから、当然総合計画の今までのいろんな問題点、メリットとデメリット、これも含めて、ぜひ次の新しい新リーダーの方に申し送り含めて判断、リーダー委ねることで申し送りをきちんとしておいていただければと思います。

一番最初の質問については、以上で終わります。

2点目にいきます。事務の誤りの事後処理についてということで、3点ほど質問いたします。

事務の誤りの事後処理について、事務の誤りを防ぐ対策について、事務の誤りを防ぐ職員数、事務のあり方、特に人事異動、またその時期を含むということで通知しておりますので、お尋ねをいたします。

この質問をする根拠です。8月9日、住民税の特別徴収の誤りと還付について、議員各位に送られたファクス内容とまたその後に開催された全協との説明では、異なる説明があったことに対して、組織としての危機意識の欠如、そういうことを感じたために、今回一般質問として取り上げました。

1点目、事務の誤りの事後処理についてです。事務の誤りです。具体的には今、申しあげました。そういった事務の誤りの事後処理の方法、これは誤りそのものではなくて、事後処理のいわゆる管理っていうか、そのことについてお尋ねをいたします。

もう少し具体的に言うと、公表するとかしないとか、いわゆるこれ報道関係だろうと思うんですけども、そういったことを公表するとかしないとかっていう基準、これら定められたものがあるのでしょうか、ないのでしょうか。

あれば、公表していただきたいのと、なければその判断はどういう手順で対応されるのか。具体的に今、住民税の特別徴収の誤りということで申しあげましたので、この辺の手順をもう少し具体例として挙げていただいて、どう対応されているのかということをお尋ねいたします。

これについては、特に平生町の参加と協働のまちづくり条例の第7条2項に、住民との信頼関係を築く行動、これに基づいてきちんとはとられているのかどうなのかという観点からお尋ねをしております。

2点目です。事務の誤りを防ぐ対策についてです。事務の誤りを防ぐ対策についてですが、過去、交付税の錯誤措置、また基準財政需要額の算定間違い等の事案の際、課内でのチェック体制

の充実、また課内コミュニケーションの充実、また複数での事務チェック、マニュアルなどの対策を講じるということで、過去、議会のほうにも説明をいただきましたが、これの進捗っていいんですか、これ本当に実施されているものかどうなのか、つい自己診断で報告されただけなのか、いわゆる決めただけになっていないのかということで、お尋ねをいたします。

チェック体制のチェック体制というか、総括的に組織の中でチェックする体制がとられているんでしょうか。課内だけの問題で対応されているのではないのでしょうか。現状についてお尋ねをいたします。

それと、このことと多少かかわってくるんですけども、事務の誤りを防ぐ職員数、また事務のあり方（人事異動その時期を含む）についてと書いております。

事務の誤りの大きな要因は、いつも説明されるのが、異動——これ異動っていいのはどこの組織の中でもあるわけですけども——いつもその際に、担当者の認識不足って言われるんです。

そのために、課内コミュニケーションの充実とかマニュアルなどの対策が講じられているはずだったんですけども、その原因については、担当者の認識不足ということで、いつも言っられていきます。

この異動によって、例えば定期的に発生するっていうことになると、そうすると、異動に関しても年度末じゃなくて、例えば6月とか9月とかいろんな方法があるんですけども、真に事務の誤りということを対応、対処されるということになれば、当然住民サービス、住民に対する信頼も著しく損なっているわけですので、真に考えていく必要があるんじゃないか、もうそういう段階ではないかと思うんです。

職員数が減る中、平生町の職員適正計画に基づくなら、今年度末、大量の職員さんも減ることが把握されてらっしゃると思うんですけども、人手とか異動による対策っていいのは本当に考えないと、これからますます、町の条例ではお互いに住民と同じ立場でまちづくりを考えていきましょうって言われている割には、一方的に住民のほうは強く言われますが、リーダーとして、また組織として、住民の皆さん方を引っ張っていく組織とは言えないんじゃないかというふうに考えます。

もう、人事異動とか人がいないとか、そういったことも含めて、事務のあり方についてもそろそろ本当に検討する必要があると思うんですけども、これ、私だけが考えることで、実態、組織の中のことはわかりません。現状、どのように考えていらっしゃるのか、町の方針をお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今回の事務の誤りの事後処理についてということで、3点ご質問をいただきました。

今回の事案と申しますか、個人住民税の年金特徴の徴収額の変更にかかわるミスでございますけれども、最初の1点目ですが、事後処理についてです。

判明をしたのが8月7日、直ちに報告を受け、また協議を行い、8日と9日にかけて該当する全ての納税者に対して、電話によって謝罪とそれから還付による対応について説明をしてきました。

一応の了承をいただきましたので、8月10日におわびの文書と還付手続の用紙を同封して、郵送をさせていただいたという状況でございます、議員の皆さんにも、そういった納税者への説明済ませた後に、ファクスで文書を差し上げたということでございます。

いろいろ関係者の方々にご心配をおかけをしましたことを、まずおわびを申しあげておきたいというふうに思っております。そして、当然、個人住民税ですから、県民税含むということで、県とも協議をさせていただきました。協議というよりか、年金特別徴収額のこの徴収額が変更となる場合、特にこの8月の3回目の仮徴収額が変更となる場合の扱いについて、県に確認をさせました。

その解釈、運用について確認をしたところ、県内の市町における取り扱いはそれぞれ異なっておりまして、平生町と同様の徴収をするとすると、仮徴収額をもう変更しないで一旦収納して、改めて還付としておるところと、それぞれ当初からそういう方針でやっているところもあるという状況の説明をいただきました。

したがって、このことをもって、税法上どうかこうとかではなしに、徴収額の変更の適宜については、あくまでも市町の判断ということになっておるわけでありまして、今回のこの事案が発生して、当面は納税者への説明責任をしっかりと果たすということで、全対象者への対応をまずは優先をさせてやる。そして、迅速な事務処理ができるように、全力を尽くすように指示をさせていただいたところでありまして、マスコミの発表等については、これはあくまでも町が判断をして発表を見送っておるということでございまして、あくまでもこれはケース・バイ・ケースで判断をして、町がしっかりと責任を持って対応をするということでやらさせていただいております。

ということで、今、還付の手続を進めてきたというところでございます。

それから、防ぐ体制、先ほど言いましたが、これはもう再発防止対策、でき上がってそれぞれ各課でつくっておきまして、これ平成28年のときです、例の問題があったときにもそうでございますけれども、マニュアル等に基づいて各課、各部署において今、チェックを行ってもらっておりますが、特にこの今回の事案に関連して、さらにもう一段チェックする体制をしっかりとやらうということで、対応させていただいております。

特に、組織として考えていかなければいけないということで、今、業務改善検討チーム、これ副町長がトップでこのチームを設置して、それぞれ業務改善に取り組む仕組みづくりなどについて、より充実した対応ができるように、再発防止ができるように協議を進めていただいております。

いう状況でございまして、組織的にはこういう形でこれからも対応させていただきたいというふうに考えております。

それから、人事の問題です。職員適正化計画に基づいて、定員管理等進めておりますが、今、この計画でいきますと、平成33年度で110人という目標に設定をいたしております。現在の本町の職員数117人でございます。平成28年度、この計画当初は124人ございましたけれども、今、117名ということになっております。

職員数の減少ということについて、確かにそういう面はありますが、業務量の多いところ、あるいは専門性が高いところっていうのは、それなりに配慮しながら職員の配置を適正にできるようにということで取り組んでございまして、職員のほうからもしっかりその能力が発揮できるように頑張らせていただくということで、配置をさせていただいております。

特に力を入れてやっておるのは、研修です。職員研修について、今、しっかり対応させていただいております。十分、これはもう繰り返し繰り返しやっていかなければいけない課題だというふうに思って、注意を喚起をしていくことが大事だというふうに思っております。

人事異動の関係ですが、異動の時期等、基本的に自治体の業務として年度単位ということでやっております。そういうことで、やはり異動の時期は年度でしっかり対応していくということが、業務の円滑な実施につながっていくのではないかとこのように思っております。

地方自治体においては、そういう形で研修等しっかりやっていながら、常に注意の喚起をしていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 1番と3番について、ちょっと改めてお尋ねをいたします。

1番について、事務の誤りの事後処理について、時間の経緯を含めてご説明をいただきました。ただ、8月7日、8月の8、9、8月の10日まで、手続の書類発送まで、私のところにいただいた議会事務局からのファクス、報道機関への公表を含めてっていう文書のことなんです。ひな型ですよ、鏡を含めて、今の話を聞いて、私が感じることだけを素直に申しあげます。

事務と対応、あたふたとされたんだろうなと思います。今、言われた、県に確認して解釈とか運用、県に確認したら、各市町で異なっていて、それは市町の判断だった。これは業務において知っておくべき知識のうちの一つじゃなかったんでしょうか。各市町によって対応が異なる。それを周知をされていなかったから、今、それぞれ町で判断できる。今、一旦マスコミに公表するっていうような形で考えていたけれども、市町のそれぞれの判断で発表を見送っている。これは後づけの理由ですよ、まったく。

これ、各市町によってこの個人住民税の取り扱い、県民税含むって言われていましたけれども、市町によって異なるっていうのは、全然ご存じなくて、それでそういう方法しかないっていうことでずいぶん過去、平生町やってこられてたんじゃないですか。違いますか。

全く業務において、業務の円滑な、先ほど3のほうで業務の円滑な実施と言われましたけれども、いろんなことの中でこれを何で平生町が選んでいるのか、業務、何でこれをやっているのかというのは、ずいぶんとこれ、欠けていたと思うんです。知識不足ですよ。だから、そういったことの知識不足が、何で起こるんでしょうかっていう話をしているんです。

3番に、そのことをもう一度お尋ねをいたします。今まで全くご存じなかったんですよ。後づけの理由ですよ。このことを再確認して、もう一度、業務としてそれは必要な知識じゃないって判断のもとにそういうことをやっていらっしゃったというふうには、今のご答弁では理解できないですよ。

後でわかった。後でわかったから、後づけの理由で、最初はこれはマスコミに言わんにゃいけんわと、かなりあたふたされていたのが、町のスタンスとして想像できます。だけど、そういうことで乗り切ろうというふうに決められたんじゃないですか。私が思うだけですから、反論があればお願いをいたします。

3点目です。人事異動のあり方です。これは、年度で対応していくのが業務の円滑な実施とかっていうふうに言われましたけれども、それでは住民と行政の信頼関係を築き上げられませんよというのが、過去、21年もそうでしたし、26年、27年度も、もう事実としてあるわけです。それなのに、まだ年度で人事異動ってというようなことでは、自分たちの仕事が大切なのか、それとも相手、住民の皆さん方に向かって仕事をしているんだよってという基本的なスタンスが欠けているんじゃないかと思うんです。

このことに関しては、業務の円滑な実施とは言われましたけれども、既に今の1番のご回答の中から言っても、これ各市町で異なるということで、業務はいろんな方法があるよ、平生町はこれを選択しているよ、そういったことが全然抜けているような状況で、仕事そのまんま、これ、典型的な前例主義じゃあないでしょうか。

ここで、参考になることを言っておきます。平生町の教育振興基本計画、基本政策1、子どもたちの笑顔が輝く教育のまちづくり、3、一人一人の学ぶ力の育成、小中学校教育の充実、として主体的に学習に取り組む態度を育てますというふうに書いてあるんですよ。主体的に、子どもたちが、あくまでも勉強、学ぶ姿をみずから育てていきたいと思いますよ、子どもたちに言っというと、どうということなんですか、これ。

ご答弁お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 仮徴収の件につきましては、税務課長のほうからまず答弁をさせていただきます。

それから、人事異動、これは先ほど言いましたように、基本的には年度単位で実施をしておりますが、これはいつでも人事が動いていくということになると、これまた新たな混乱が生じると

いうふうに思っております、年度でいろいろ行政が動いていっておりますから、そこに合わせて人的な配置で対応していくというのが今の自治体での現状では基本になるのではないかとこのように思っております。

○議長（福田 洋明君） 岡村税務課長。

○税務課長（岡村 茂樹君） 失礼します。

先ほどのご質問でございますが、法的な意味がわかってなかったのではないかとこのことと、還付についてそのようなところがいま一つわかってないのではないかとこのお話と思いますが、還付の方法につきましては、要するに誤って多く入れていただいた場合には、還付という方法は既に本人宛てに通知をしておりました。

それに当たって、今回は担当が法的に不安がございましたので、そういうやり方は薄々わかっておりましたが、法的にどうなのかというのをわかっていなかったというのもございまして、再度県に問い合わせをしたということでございます。

このたびの8月の天引きの停止の事務処理っていうのは、県にも聞いたりして、違法性はないという話をいただいております。それはそれで、参考にしてやらしていただいたんですけども、それと今まで平生町がそういう方法をとっておったのは、納税義務者の負担軽減という観点から、そういうやり方がいいのではないかとこのことで、8月に徴収をとめれるものであれば、間に合えばとめて、納税義務者の負担を少しでも減らすという方法でこれまでやってきたということでございます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 行政報告について、町長のほうからやまぐちボランティアチャレンジデー、県で7月から8月の間、実施しているっていうことで、そのことに共鳴している、共鳴っていうか平生町にも独自に取り組もうと7月21日に実施され、各コミ協と協力し、一斉町内清掃されたというご報告をいただきました。

これ、所管は地域振興課ですよね、端的に申しあげます。地域振興課では、清掃っていうか地域の協力っていうことでは地域振興課なんだろうが、具体的には、行動は地域の皆さん方と協力し、一斉清掃っていうことになりますよね。これ、所管替えをされて、産業課かどっかへされたほうがいいんじゃないでしょうか。というのが、その当日、いろいろごみの取り扱いについて、やはりごみっていう考え方でいえば産業課、地域振興課のほうではごみの取り扱いについてノウハウっていうかそういうものがございません。

もっと具体的に言えば、去年も少し佐賀で、ごみの取り扱いについてトラブルがあったかのよう聞いております。今年もあったかのように聞いております。2年続けてあるっていうことは、

少しそういう傾向があるのではないか、また何か問題がほかにもあるのではないか。県でやられているボランティアチャレンジデーに対しての、平生町のスタンスっていうのが、しっかりしていないのではないかというようなことを感じております。

そういうことをまず、把握されているかどうかということと、少し検討に上がっているかどうか、行政報告に基づいて少しお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 地域振興課長のほうから、答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 藤田地域振興課長。

○地域振興課長（藤田 衛君） この7月21日に実施いたしました、平生町やまぐちボランティアチャレンジについてのご質問でございました。

これについては、今、県のほうで山口ゆめ花博につながって拡大する県民活動を目指してということで、町長の行政報告でも申しあげたとおり、4月から8月をボランティアの推進期間ということで実施していただけないだろうかということで、私どもとしてはいろいろ部内で協議して、あるいはコミ協とも協議して、ボランティア活動で地域を元気にするためには、町内一斉清掃がいいのではないかということで、この30年度については2回目の実施ということになったわけでございます。

実施する前に、過去にもこういう一斉清掃というのもやってきたわけでございますけれど、やはり家庭の中の出たごみを大量に持ってくるとか、あるいは漂着物を持ってくるとか、そういったことはもう、負担も増えてくるのでやめようという申し合わせはいたしたところでございまして、チラシのほうにも、道路に落ちているごみ、水路に落ちているごみを、各家庭から交流センターまで来るのをやってください、拾ってくださいということをお願いしたわけでございます。

今年度の漂着物についての問題については、私どもにもいろいろ苦情等入っておるところでございまして、これからどうするかということもあるわけでございますけれど、基本はボランティア活動で地域を元気にということでございまして、また来年これを実施するかどうかというのは、今年度の評価を踏まえて、また検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

産業課とも十分連携して、しっかり住民の皆さんにも周知しておけば、こういう問題もなかったのかなというところは反省をしているところでもございます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） ボランティアに関しては、ボランティア活動に関して申し合わせをしたということを言われました。なかなか申し合わせをしても、なかなかうまくいかなかった

いってというのが世の常なんです。それを乗り越えるところのイメージ力がどれだけ皆さん方にあるかってというのが、市政の推進、進展、まちづくりの原動力ではないかと思います。

申しあげます。お互いに気持ちよくボランティア活動をして、えかったねってお互いええ汗をかきたいと思うんです。そのためにはどうしたらいいか、いろんなことをイメージ、想定しとかなないといけないと思うんです。言ったけえできないとか、それじゃ全く、2年続けて同様のトラブルがあったわけです。やはり、この辺のところはごみ拾いのノウハウ、またごみの出し方については産業課のほうにノウハウがあるわけですから、多少なりともその辺のところを重々、ノウハウを確認されて、取り組まれるべきではないかということは強く申しあげておきます。

というのが、ごみ出しの基本はごみ袋に入れるってことです。このルールを忘れとってやから、トラブルになるんです。持って帰れ、とられんとかっていう。もしそこへごみ袋と鋸かなんか持ちよっちゃったら、一緒にやって、こういうふうにするんですよという指導ができたはずなんです。そこまでのイメージが想定できていなかったってというのが、私、一番今回の問題だろうと思うんです。

そういう対応を考えておけばよかった。そりゃ申し合わせしたけえ、はあできるっちゃゆって、それがいけんです。いろんなことをイメージしとかんにやいけんじゃないですか。

ぜひとも、そういう対応を今後していただくように、強く申し入れをしまして、行政報告に対する質疑を終わります。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 答弁、いいですね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。まず、議案第33号、平成30年度平生町一般会計補正予算から議案第37号、平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 災害関係の予算措置ですけど、国の代替たる財政措置はこれから決まりますから、一応暫定的に組まれた予算だとは思いますが、このことをもうちょっと見通しも含めて説明していただけないか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今回の補正につきましてのご質問でござ

います。

今回、7月の豪雨によりまして、災害発生いたしまして、その対応といたしまして、補正予算で災害復旧費のほうに計上させていただいております。冒頭に町長のほうから説明がありましたように、今回、一般財源的なものが不足をいたしますので、本来であれば地方財政法にのっとって積立金として財政基金のほうへ積み立てるものがございます。ただ、これは財政法上は翌々年度までという規定もございますので、それを引用いたしまして、今回、どうしても必要な一般財源として災害復旧費のほうに使うものでございます。

今後といたしましては、この9月以降に査定がございますので、それを踏まえて国の補助事業、県の補助事業等がもらえるものにつきましては、そういった財源を手当てをいたしまして、その代わりといたしまして、一般財源につきましては、またしかるべきときに積立金として計上いたしたいと考えています。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 平生町の財政の脆弱性っていいですか、この姿をはっきり見た感じがいたします。

決算をみまして、かなりの繰越金がございましたから、例年どおりでいけばかなりの積み立てをして、今、2億円、平成30年度の取り崩し分をのければ、2億7,000万か8,000万ぐらいですか、それに4億円台が見えるなという予測もしておったんですが、ちょっとこれだけの災害が起きれば、たまたまこれだけの繰越金があったから何とか財源措置ができたが、なかったらまた基金を崩す大変な事態だという財政の姿だと思うんです。

財政担当者も肝の冷える思いでやってきたとは思いますが、こういう脆弱性っていうのは、よく全体で共通認識を持って、災害が起きればもう財政も組めんと。前から基金残高が少のうなってきたらと言ってきた覚えもありますから、たまたまうちちょっとありましたけど、ひどい状況だと思います。

それで、地方財政法の7条を読んできました。今まで大体もう翌年でやるっていうのが常識です。翌々年って書いてある。あれは法律上の安全な担保措置だと思うんです。何かあったときに、翌々年しょうがないねという程度だと思いますから、12月ごろにまでにははっきりすると思いますから、この財源をはっきりさせて、翌年度でちゃんと処置をすると、そういった決意で取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと決意だけお伺いしておきたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 今、ご指摘をいただいたとおりで、監査委員さんから決算の監査をいただいて、頑張るところはよう頑張ったということで評価をいただいて、それなりの、今回はまた基金に積めるという判断を我々もしておりましたけれども、災害がこういう形で発生をいたして

おりまして、できるだけ一般財源分をこういう形で振りかえて今、やっておりますが、できるだけこの基金に積んでいけるように財源措置をしっかりとやって、少しでもこの体質改善につながるように、よく私のほうからも指示をしておきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号、地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例から議案第40号、平生町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算認定についての質疑を行います。認定第1号、平成29年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 歳入歳出決算の認定に対する質疑ということで、大枠でお話をいたします。2点お尋ねします。2点目は細かく、2つほどあります。

まず1点目です。監査委員さんも触れられていらっしゃいますが、私も歳出減に対しては高く評価をいたしますので、この場を借りてそのことを述べておきます。

決算書を見ますと、需用費、このことに対する不用額というか、歳出削減された成果が、燃料費とかいわゆる修繕料とか、いろいろと見受けられます。このことは、監査委員さんと同じ評価をしておりますので、そのことはまず申しあげておきます。まず、1点目はそれです。

2点目なんですけども、これは監査委員さんも触れていらっしゃいます。繰越額が2億円あるということで、いろいろと過去の例を見ました。そうすると、大体平生町、1億3,000万円前後の繰越額っていうことでずっと来ていたと思うんですけど、過去、1億6,000万円とか2億円とかありました。そのときは、——事実ですよ、これ——錯誤措置とか算定のミスとかあったんです。これ、事実だけです。そうすると、今回、2億円です。このことに関しての、事実に対するチェックはどうか、町のスタンスはどうかということで、過去5年でそういう事例が2件あります。

このたび、間違いなく決算、監査委員さんも一生懸命やられて、係数っていうかその歳入の根拠というのは、やはり監査委員さんも掌握されていらっしゃると思いますので、そのことに対してどういう対応をとられたのかどうなのか、大枠でお尋ねをいたします。

それと、そのことに対してもう1点は、これも監査委員さん、触れていらっしゃいますが、私の言葉で申しあげます。2億円も繰越額があるっていうことになると、当初予算、いわゆる行政

サービス、仕事としての取り組みはどうかということが、当然大きなメインテーマに、今度はなってくると思います。

予算と決算、これ一体のものでありますから、改めてお尋ねをいたしますが、当初予算を組んで、結果仕事もやりました、行政サービスも向上させました、まちづくりに対してもできることはさせていただきましたという意味で2億円余ったと思うんですけれども、その点検ってというか行政サービスの点検等はされたんでしょうか。予算の大枠の中で、一応考え方をお尋ねしておきます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 私のほうから、1点だけお願いしたいんですが、決算の監査講評をいただいた監査委員さんの報告についての結びのところで、一定の評価をするということで、指摘をいただきました。ぜひお願いをしておきますが、議会でこうやって、ようやくたときはようやくたということはものすごい職員にとってもすごい励みになるんです。

議会ですから、行政の至らざるところをいろいろ指摘をいただいて、あれはけしからんと怒られるのは、これはこれでまたあっていいですが、将来、町は続いていきますから、ここを担っていく職員が本当に一定の成果を上げて頑張ったときは、率直によくやったと議会から言ってくると、ものすごいやっぱり励みになるし、その本人もそうだし、課も、よし、もうちょっと頑張ろうということになりますんで、そのことがいい循環を生んでいきますから、これはもうぜひお願いをしておきたいと思います。後、答弁をいたしますので、よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 久保財務班長。

○財務班長（久保 秀幸君） ただいまの繰越金の件でございますけれども、分析を私なりにしております。

この繰越金そのものは、歳入それから歳出両面から見る必要があるかと思っております。このたび、前年度比較では形式収支としましては5,600万とかなりの大きな額の増額となっております。これから、繰越明許にかかる一般財源分差し引いた額としても、7,000万という形の増額となっております。

それでは、その中身として歳入の面から見てみますと、交付金、いわゆる地方消費税と交付金などが、配分としては3月に最後に配分されるという交付金がほとんどであります。このような、3月に配分されるというのが、あくまでも見込みとして計算できるものであれば結構なんですけれども、なかなか明らかでないものがほとんどであります。

そういった歳入の、思った以上の数字が入っているということでの情報が入っていれば、補正等で確認できるということではありますけれども、それもなかなか難しい状況が一つございます。

それから、歳出の面でございます。扶助費や特別会計へのそういった確定的なものが、どうし

でも年度末になってしまうというのがほとんどであります。これは、最後の対象者といえますか相手方もおられますので、その予算の確保ということではそのままの数字を確保していく必要があるかと思っております。

そういった財源的なものがわかるものについては、事業が確定しているものにつきましては12月、さらには3月で財源調整をするという補正予算の編成をしております。

さらに、3月の補正におきましては、職員に決算見込みを合わせていただくこととしております。そこで、所管課と私たちが調整をするということで、予算の編成を行っております。その歳入の面と歳出の面から、あわせて困難な部分が多々ありますので、そういった繰越金が出たということではありますが、これは増額になったというのは29年度の結果でありまして、これが今後どのような編成をするかというのは、一つ課題としては残っているかとは思いますが、そういった財源調整をうまくやるというのも、私たちの責務だろうと思っております。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号、平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号、平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第2号、平成29年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から報告第13号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、9月14日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第33、決算特別委員会の設置、日程第34、委員会付託を追加いたします。

日程第33. 決算特別委員会の設置

○議長（福田 洋明君） 日程第33、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第7号までの件を審査するため、議長及び議会選出の監査委員を除く9名の議員を委員とする特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの件を審査するため、決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において河内山宏充議員、細田留美子議員、淵上正博議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、中川裕之議員、村中仁司議員、松本武士議員、中本敦子議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの9名が、決算特別委員会の委員に選任されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を2時30分からといたします。

午後2時03分休憩

.....
午後2時28分再開

○議長（福田 洋明君） それでは、再開いたします。ただいま決算特別委員会を開催し、委員長に松本武士委員、副委員長に村中仁司委員を互選したとの申し出がありましたのでご報告いたします。

日程第34. 委員会付託

○議長（福田 洋明君） 日程第34。

お諮りいたします。議案第33号から議案第40号及び認定第1号から認定第7号は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに決しました。

○議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月26日午前9時から行います。

午後2時30分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 中 本 敦 子

平成30年 第3回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成30年9月26日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成30年9月26日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第33号 平成30年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第34号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第35号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第36号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第37号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第38号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第39号 ハートランドひらお運動広場の設置及び管理条例等の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第40号 平生町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 認定第1号 平成29年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号 平成29年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第6号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第7号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 同意第2号 平生町監査委員の選任について
- 日程第18 同意第3号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第19 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第20 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第33号 平成30年度平生町一般会計補正予算

日程第3 議案第34号 平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第4 議案第35号 平成30年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算

日程第5 議案第36号 平成30年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第6 議案第37号 平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程第7 議案第38号 地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第39号 ハートランドひらお運動広場の設置及び管理条例等の一部を改正する条例

日程第9 議案第40号 平生町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 認定第1号 平成29年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第2号 平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第3号 平成29年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第4号 平成29年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第5号 平成29年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第6号 平成29年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第7号 平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 同意第2号 平生町監査委員の選任について

日程第18 同意第3号 平生町教育委員会委員の任命について

日程第19 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第20 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（11名）

2番 中本 敦子さん	3番 松本 武士君
5番 村中 仁司君	6番 中川 裕之君
7番 河藤 泰明君	8番 渕上 正博君
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 岩本ひろ子さん
13番 福田 洋明君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 天艸裕太郎君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山田 健一君	副町長 ……………	吉賀 康宏君
教育長 ……………	新田 保弘君	会計管理者 ……………	中本 靖則君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			羽山 敦紀君
地域振興課長 ……………	藤田 衛君	町民福祉課長 ……………	石杉 功作君
税務課長 ……………	岡村 茂樹君	健康保険課長 ……………	田代 信忠君
産業課長兼農業委員会事務局長 ……………			田坂 孝友君
建設課長 ……………			高岡 浩行君
教育次長兼学校教育課長 ……………			角田 光弘君
社会教育課長 ……………			兼末 仁君
財務班長 ……………			久保 秀幸君

午前9時00分開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において松本武士議員、村中仁司議員を指名いたします。

日程第2. 議案第33号

日程第3. 議案第34号

日程第4. 議案第35号

日程第5. 議案第36号

日程第6. 議案第37号

日程第7. 議案第38号

日程第8. 議案第39号

日程第9. 議案第40号

日程第10. 認定第1号

日程第11. 認定第2号

日程第12. 認定第3号

日程第13. 認定第4号

日程第14. 認定第5号

日程第15. 認定第6号

日程第16. 認定第7号

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第33号平成30年度平生町一般会計補正予算から日程第9、議案第40号平生町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例、及び日程第10、認定第1号平成29年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、認定第7号平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を議題といたします。

これより、所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めますが、認定第1号から認定第7号までの件を付託した決算特別委員会の報告は省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

それでは、松本武士総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（松本 武士君） 総務厚生常任委員会は9月20日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質

疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全ての議案が全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申しあげます。議案第33号平成30年度平生町一般会計補正予算の歳入について、繰越金の今後の見込みについての質問に対し、災害査定状況を踏まえながら今後積み増しをしていくとの回答がありました。歳出の財産管理費の修繕料の詳細に関する質問に対し、町内で倒壊の恐れがあるブロック塀を調査したところ、水場地区にある植物検疫所のブロック塀の撤去が必要であると判断したことによるものとの回答がありました。また、児童福祉費における賃金の増額補正の理由を質問したところ、利用者が増加しているため、目が行き届くように支援員を増やすものであるとの回答がありました。

以上が主だった質疑の内容です。以上、報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（村中 仁司君） 産業文教常任委員会は9月21日に委員会を開催し、本会議から付託された案件の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全て全会一致で可決すべきと決定いたしました。

主だった質疑として、議案第33号、土木費、手数料の浄化槽清掃に関して、秋森道路公園トイレの撤去についての詳細を質問したところ、今回浄化槽を清掃して県に返還する予定である、県には速やかに撤去してほしいとの要望を出しているとの回答がありました。委員からは、県に対して強く要望してほしいとの意見がありました。港湾建設費、港湾整備事業の詳細についての説明を求めたところ、平生ボートパークの航路の浚渫を今年と来年にかけて行い、事業費は600万円の40%の負担となっているとのことでした。教育総務費の食糧費の詳細については、避難所となる小中学校に備蓄用の食糧を配備する経費であること、賞味期限が切れる前に防災教育の一環として給食に提供していくとの回答がありました。漁集の特別会計では、処理施設機械設備改修はOD槽の水中プロペラが破損したため修理するもの、電気設備改修は漏電遮断器を設置するものとの回答がありました。以上が主だった質疑の内容です。

以上で報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、議案第33号から第37号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で議案第33号から議案第37号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第38号から第40号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で議案第38号から第40号に対する討論を終了いたします。

続きまして、認定第1号から第7号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 以上で認定第1号から第7号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第33号平成30年度平生町一般会計補正予算を採決いたします。議案第33号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決との報告でありました。議案第33号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号平成30年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第37号平成30年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。議案第34号から議案第37号に対する委員長の報告は可決であります。議案第34号から議案第37号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第34号から議案第37号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第38号地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第38号に対する委員長の報告は可決であります。議案第38号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第39号ハートランドひらお運動広場の設置及び管理条例等の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第39号に対する委員長の報告は可決であります。議案第39号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第40号平生町営土地改良事業の経費賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第40号に対する委員長の報告は可決であります。議案第40号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、認定第1号平成29年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号平成29年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号平成29年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定いたしました。

これより、人事案件を議題といたします。この人事案件について討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

日程第17. 同意第2号

○議長（福田 洋明君） それでは、日程第17、同意第2号平生町監査委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

去る9月12日にご提案申しあげました数多くの議案につきまして、本会議並びに各委員会におきまして慎重にご審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼申しあげます。

そしてただ今は、予算5件、条例3件、認定7件につきましてご議決を賜りまして誠にありがとうございました。

本年度も、間もなく下半期に入ります。12月には私自身の任期を迎えることとなりますが、いわゆる総仕上げとして、財政運営を含め行政の適正な執行に努め、住民の福祉の増進に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、よろしくご指導賜りますようお願い申しあげます。

さて、本日ご提案申しあげます案件は、人事案件4件でございます。

まず、同意第2号平生町監査委員の選任についてのご説明を申しあげます。

平生町の監査委員は、地方自治法第195条によりまして、2名と定められており、現在、識見を有する者から選任するもの1名及び議会議員のうちから選任するもの1名で構成されております。このうち識見を有する者から選任いたしました中嶋代表監査委員の任期が、11月15日に到来いたします。

中嶋監査委員には、平成18年11月16日から3期12年間、町の代表監査委員としてお務めをいただき、その間、過去に培われたご経験をもとに数多くのご指導、ご助言をいただいていたところであります。今後もこのご経験をもとにまだまだご指導を賜りたいところではございますが、このたびはご本人の辞意が固く、選任を断念いたすものであります。

後任につきましては、慎重に人選をいたしてまいりました結果、大野南にお住いの山田吉明氏を推薦したいと存じます。

山田氏の略歴は議案裏面に記載いたしておりますが、昭和27年生まれの65歳でございます。昭和50年3月に近畿大学工学部をご卒業され、同年4月から平成29年4月まで42年間、近隣の機械メーカーに勤務され、常務取締役などの要職を歴任されるなど、幅広い識見をお持ちであります。

また、地元の大野コミュニティ協議会の役員やスポーツ少年団の指導者としてもご活躍いただいております。明朗快活なお人柄に加え、地域の人望も大変厚いと聞き及んでおりまして、中嶋氏の後任者として適任と考察いたすものであります。

このように、過去のご経験や実績などを勘案いたしまして、山田吉明氏を本町の代表監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、町議会のご同意をお願い申しあげるものであります。

以上をもちまして、同意第2号につきましてのご説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申しあげたいと存じますので、よろしくご審議をいただきまして、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、同意第2号を採決いたします。本案について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第18. 同意第3号

○議長（福田 洋明君） 続きまして、日程第18、同意第3号平生町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） ただ今は、ご同意を賜りまして誠にありがとうございました。

続きまして、同意第3号平生町教育委員会委員の任命についてのご説明を申し上げます。

10月末日をもちまして任期が満了いたしますのは、教育委員を務めていただいております西村千秋氏でございます。西村氏におかれましては、8年前の平成22年11月1日に教育委員として任命いたしております。

西村氏の略歴は議案裏面に記載いたしておりますが、昭和26年生まれの66歳でございます。昭和49年3月に皇學館大学文学部国文学科をご卒業後、柳井学園高等学校教諭として、平成13年に退職されるまで26年間勤められました。

教育委員就任後の8年間は、学校の計画訪問や各種行事にも精力的にご参加いただくとともに、ご自身の経験を生かされ、学校教育、社会教育両面による総合的な視点から多くの意見や助言指導をいただくなど本町の教育振興に多大なるご貢献をいただいております。

また、平生町音楽協会副会長をはじめとする数々の要職を務められ、生涯学習の振興や地域づ

くりにおきましても、ご活躍をいただけてきたところであります。

健康面におきましても大変お元気で十分職責を全うしていただけるものと考え、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、町議会のご同意をお願い申しあげるのであります。

以上をもちまして、同意第3号につきましてのご説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申しあげたいと存じますので、よろしくご審議をいただきまして、ご同意を賜りますようお願いを申しあげます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、同意第3号を採決いたします。本案について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第19. 諮問第2号

日程第20. 諮問第3号

○議長（福田 洋明君） 続きまして、日程第19、諮問第2号及び日程第20、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） ただ今は、平生町教育委員会委員の任命につきまして、ご同意を賜りまして誠にありがとうございました。

続きまして、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、並びに、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてのご説明を一括して申しあげます。

まず、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてのご説明を申しあげます。

本町の人権擁護委員は3名にお願いいたしておりますが、このうち、平成24年からお願いいたしております中丸和則委員の任期が平成30年12月31日をもって満了となります。中丸委員におかれましては、2期6年間にわたりお務めをいただいておりますが、これまでのご活躍を考慮し、再度推薦いたしたいと存じます。

中丸氏は、昭和27年生まれの66歳でございまして、昭和51年3月に福岡大学法学部をご卒業後、同年10月から平成22年3月までの約33年間、山口県警察に奉職されております。また現在は、民生委員児童委員として、本町の地域福祉の増進のため、住民の生活や福祉全般に関する相談や援助活動に積極的に取り組まれています。

続きまして、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてのご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員のうち、平成28年からお願いいたしております木谷巖委員の任期が平成30年12月31日をもって満了となります。

木谷委員におかれましては、1期3年間にわたりにわたりお務めをいただいておりますが、これまでのご活躍を考慮し、再度推薦いたしたいと存じます。

木谷氏は、昭和27年生まれの66歳でございまして、昭和50年3月に福岡大学商学部をご卒業後、同年4月から平成23年3月までの36年間、平生町役場に奉職されております。また現在は、民生委員児童委員として、本町の地域福祉の増進のため、住民の生活や福祉全般に関する相談や援助活動に積極的に取り組まれています。

以上、中丸氏並びに木谷氏の略歴について申しあげましたが、人権擁護委員は、国民の基本的人権の擁護とすべての権利や自由な人権思想の普及及び高揚に努める使命が課せられているわけでございます。中丸氏並びに木谷氏につきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会のご意見をお聴きいたすものでございます。

なお、お二人の主な履歴につきましては、それぞれ議案裏面に記載しておりますので、ご参考に供していただきたいと存じます。

以上で諮問第2号並びに諮問第3号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申しあげたいと存じますので、どうぞご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

まず、諮問第2号を採決いたします。本案については、異議のない旨を回答することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、諮問第2号は原案に対し異議のない旨

を回答することに決しました。

続きまして、諮問第3号を採決いたします。本案については、異議のない旨を回答することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福田 洋明君) 起立全員であります。よって、諮問第3号は原案に対し異議のない旨を回答することに決しました。

日程第21. 委員会の閉会中の所管事務等の調査

○議長(福田 洋明君) 日程第21、委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福田 洋明君) 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。ここで、暫時休憩いたします。

午前9時30分休憩

.....

午前9時31分再開

○議長(福田 洋明君) それでは、再開いたします。

平成30年第3回平生町議会定例会も本日が最終日となります。皆さま、ご承知のとおり、今後緊急を要する案件が出ない限り、本定例会が山田町長が出席される最後の平生町議会となります。ここで、山田町長からの申し出により、ごあいさつを受けたいと存じます。山田町長。

○町長(山田 健一君) ただ今は、提案をいたしました全議案について、全会一致でご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

それでは、ただ今から議長のお許しをいただきまして、退任を前にしてのごあいさつを申しあげたいと思っております。この議場で、これが最後の皆さんへのごあいさつということで感慨ひとしおのものがああります。皆さんと長年にわたって、この場でいろいろと熱い真摯な議論を交わしてきたことを大変懐かしく思い出しております。きょうまでの御指導、御鞭撻にまずは厚くお礼を申しあげたいと思います。ありがとうございました。

思えば、私が町長に就任したのがちょうど平成10年12月、21世紀の入り口でありました。バブル崩壊後の失われた20年ということがよく言われましたが、その20年のちょうど中間点

だったと思います。就任直後からいろんな課題もありましたけれども、長年の課題でありました火葬場の問題につきまして、田布施と一緒に合同斎苑を建設することができました。また、阿多田の関係につきましても、一部払い下げ用地を受けて交流館の建設ということで、それぞれの課題についても一定の前進を図ることができたというふうに思っております。

その後は、いろいろ地域バランス等も踏まえながら、佐賀地区への若者定住促進住宅、あるいは漁業集落環境整備事業の導入ということで取り組みを進めさせていただきましたし、大星山への風力発電ということでひとつの平生町のシンボルを新たに作ることもできたというふうに思っております。

ただ、折からの平成の大合併がありました。この地域でも皆さんと一緒に議論を重ねてまいりました。残念ながら紆余曲折あって、結果的には協議は白紙に戻されたところがございます、折からのリーマンショックによる景気後退、あるいは国の三位一体改革ということで、とりわけ地方財政の厳しさというものが改めて大きな課題になってまいりました。本町においても、そういった意味では集中改革プラン等の取り組みをやり、職員にも大変辛い思いをさせたこともあります。そうはいっても皆さんの協力によって、今日まで財政の健全化に向けた取り組みを続けてくることができました。本当に皆さんの協力に感謝をしたいと思っておりますし、まだまだ十分とは言えませんが、改善に向けての一定の歩みを進めることができているというふうに思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお願いを申しあげたいと思っております。

こうした折から振り返ってみますと、平成23年には東日本大震災、大変大きなショックを受けた地震がありました。それ以降、いろんな地震、集中豪雨等々による災害というのが頻発して今日に至っております。とりわけ行政においても防災とか安全安心のまちづくり、これが一つの大きなテーマとなってまいりました。皆さんの御理解をいただきながら、厳しい財政状況の中ではありましたが、学校や公共施設の耐震化を進め、小学校、中学校を含めて学校の耐震化は100%達成することができました。そして、いろんな防災関連の施設、体制の整備も進めてくることができました。お礼を申しあげたいと思っております。

一方で、人口の減少、少子化、地方創生ということが叫ばれてまいりました。こういう時代の中で、本町としても未来戦略を策定し、同時に私たちは参加と協働のまちづくりに本格的な取り組みを進めてまいりました。条例や推進プラン、6つの地区でのコミュニティ協議会の設立、地域の夢プラン等々、あるいは地域交流センターへの移行ということで、これまで体制的にはほぼ整ってきたかなというふうに思いますが、問題は、真価はこれから問われるということになるように思っております。そういった意味では、大変大事なテーマに今日まで正面から取り組んでくることができました。

幾多の、いろんな試練や課題、困難な問題もたくさんありました。しかし、そうした中で振り返ってみると多くの事業に着手し、また、一定の成果をあげることができた、ひとえに議会の皆

さんの御理解、御協力、そして職員の協力、町民の皆さんの温かい御支援あればこそでありまして、改めてこれまでの皆さんの御支援に心から感謝を申しあげたいと思っております。

私自身、それなりの達成感を持っておりますけれども、まだまだ課題は山積しております。したがって、この5期20年という一つの節目で、今回は、次の町のかじ取り役を次のリーダーに委ねるといふ決断をさせていただきました。これから新しい発想、視点、あるいは行動力で平生町の将来を切り開いていっていただければと願っているところであります。議員の皆さんにもどうぞ健康に留意をいただいて御活躍いただきますよう、平生町のことをどうぞよろしくお願いを申しあげたいと思っております。

私自身、これからは一町民として、12月10日までは頑張りますけれども、それ以降は一町民として、及ばずながら地域のお役に立てるように精一杯努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申しあげたいと思います。

本当に皆さんには長年にわたってお世話になりましたことを改めて深く感謝を申しあげながら、本町の限らない発展をお祈り申しあげまして、私からのお礼のごあいさつにさせていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

○議長（福田 洋明君） ここで、僭越ではございますが、町議会を代表いたしまして、私から山田町長に一言謝辞を述べさせていただきます。

山田町長におかれましては、町長として5期20年の長きにわたり、平生町のかじ取り役として、ご活躍されました。また、平成25年からは山口県町村会会長に就任され、山口県のリーダーとして全国を行脚され、その重責を果たされたところでございます。大変お疲れ様でございました。

山田町長は就任当初から住民との対話を通じ、行政と住民の信頼をベースに地域の力を引き出す協働のまちづくりに力を注いでこられました。そのかいあって、平成25年4月には参加と協働のまちづくり条例の施行、29年には地域自主活動の拠点として地域交流センターを開設するなど、その成果は着実に実を結び、地域力の向上に寄与していることは衆目の一致するところでございます。

また、激変する社会情勢に翻弄された平生町にあつて、財政健全化対策に全力で取り組み、国に対して地方分権の推進と、地方財政の財源確保を強く求めながら行政改革、集中改革プランを堅実に実行され、行財政基盤の確立に尽力された功績も誠に多大であります。

こうして20年を振りかえれば幾多の出来事が脳裏に去来してなりませんが、残された2か月余り、有終の美を飾ってほしいと心から願ってやみません。

結びにあたり、今後とも健康には十二分にご留意の上、この年末からは新町長を支えていただくことはもちろん、我々議会に対しましても御指導、御鞭撻を賜りたいと11名の気持ちを代弁いたしまして、意を尽くしますが、ご勇退にあたり議会からの謝辞とさせていただきます。

山田町長、安全・安心のまちづくりに尽くされた20年間、本当にご苦労様でした。そして、本当にありがとうございました。お疲れさまでございました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、平成30年第3回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時49分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 松 本 武 士

署名議員 村 中 仁 司